

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Australian Government

Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT INDONESIA

22 December 2017

目次

用語集.....	2
2. 背景情報.....	3
近年の歴史.....	3
人口統計.....	4
経済概観.....	4
政治制度.....	9
人権の枠組み.....	11
治安情勢.....	12
3. 難民条約に基づく申請.....	15
人種/国籍.....	15
宗教.....	17
政治的意見（実際又は帰属）.....	28
利害関係集団.....	32
4. 補完的形態の保護を求める申請.....	42
生命の恣意的な剥奪.....	42
死刑.....	43
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰.....	44
5. その他の検討事項.....	46
国家の保護.....	46
国内移住.....	50
帰還者の取扱い.....	50
文書.....	51
偽造の横行.....	52

略語

KPK Corruption Eradication Commission

MoEC Ministry of Education and Culture

MoRA Ministry of Religious Affairs

MPR People' s Consultative Assembly

DPR People' s Representative Council

DPD Regional Representative Council

PDI-P Indonesian Democratic Party of Struggle (the current governing party)

UKP-PIP Presidential Working Unit on Guiding the Ideology of Pancasila

CSOs Civil Society Organisations

AJI Alliance of Independent Journalists

FGM/C Female Genital Mutilation/ Cutting

LGBTI Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersex

CID Criminal Investigation Division

INP Indonesian National Police

TNI Indonesian Armed Forces

KTP Resident Identity Card

用語集

パスン (*Pasung*) : 精神疾患を抱える人々を身体的に拘束し、隔離する慣行

マドラサ (*Madrassas*) : イスラム神学校

シャリーア (*Sharia*) : イスラム法

パンチャシラ (*Pancasila*) : インドネシアの正式な建国イデオロギー

国家人権委員会 (*Komnas HAM*) : インドネシアの国家人権機関

タラク (*Talak*) : 一方的に妻と離婚することができるイスラム教徒の夫の権利

ファジャール・ヌサンタラ運動 (*Fajar Nusantara Movement*) (*ガタファール[Gafatar]*) : イスラム教、キリスト教及びユダヤ教の様々な教えを混合している「ミラー・アブラハム (*Millah Abraham*)」の宗教イデオロギーを信奉することに専心した霊的及び社会的運動

国家警察委員会 (*KOMPOLNAS*) : インドネシア国家警察 (INP) を監督し、警備事項に関して大統領の代替的諮問機関の役割を果たす準独立政府諮問機関

本報告書で使用する用語

高リスク (リスクが高い) : DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。

中リスク (リスクが中程度である) : DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク (リスクが低い) : DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置 (例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留が挙げられるが、これらに限定されない)
2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為 (特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど)

社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員 (家族、雇用主又はサービス提供者を含む) の行動 (例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない)
2. 社会の構成員 (家族、雇用主又はサービス提供者を含む) による村八分又は排斥行為

1. 目的とねらい

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、インドネシアに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、インドネシアにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、*US State Department, World Bank, Transparency International, Human Rights Watch, Freedom House, Reporters Without Borders, the Committee to Protect Journalists, UN agencies*, そして *他の信頼できるニュースソースからの報告を含む*, 信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2015 年 6 月 9 日に発行された以前のインドネシアに関する DFAT レポートに代わるものです。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1 オランダは、17世紀初めから20世紀中頃までインドネシア群島の植民地支配を維持した。現在におけるインドネシアの領土境界線は、オランダ領東インドの領土境界線を反映している。インドネシアは1945年に独立を宣言したが、オランダが最終的にインドネシアの独立を認め、1949年に撤退するまでに、4年の独立闘争があった。

2.2 乱れがちだった議会民主主義時代は、スカルノ (Soekarno) 大統領が戒厳令を布告し、選挙を中止した1957年に終了した。冷戦の緊張関係によって火が付いたインドネシア軍と共産党の間に緊張関係が高まった。1965年に高官6人が共産党支持者とされる者に殺害されるという事件が起きた後、数十万人が殺害される（正確な人数は不明であるが、100万人に達した可能性もある）全国規模の反共産主義者追放運動が展開される結果となった。その後、スハルト (Suharto) 将軍が軍を掌握し、スカルノから徐々に権限を剥奪し、1967年までには完全にスカルノを排除していた。

2.3 軍を基盤とするスハルトの「新秩序 (New Order)」政権の下で、インドネシアに政治的安定が戻り、国内経済は著しく成長した。インドネシアは1969年、旧オランダ領ニューギニア (Netherlands New Guinea) を正式に領土化し (パプア2州の分離独立主義派を参照)、1975年には東ティモール (East Timor) を領土化した。しかしながら、政治的自由の制限、人権侵害、所得と富の大きな格差及び汚職を背景として公衆が新秩序政権に抱いた不満は、アジア通貨危機がインドネシアを直撃した1997年に頂点に達した。高いインフレーションと失業レベル、多数の銀行と企業の倒産により、広範に亘る経済的苦難が引き起こされた。ジャカルタ (Jakarta) では、略奪と暴動が起きた。その多くが少数派民族のインドネシア華僑社会を標的にした。また、(民族及び宗教に基づく) コミュニティ間暴力に係る深刻な事件もインドネシア群島全域に亘って複数発生した。スハルトは1998年5月に大統領職を辞職し、新秩序時代は終焉した。

2.4 ポスト新秩序時代 (「民主主義時代」) において、インドネシアの歴代の大統領は政治面、治安面、社会面及び経済面の課題に直面してきたが、これらの課題は時の経過とともにその深刻さが緩和されていった。インドネシアにおける選挙は長年に亘り、ほとんど暴力を伴わないで行われてきた。1999年に東ティモールの独立を問う住民投票が行われ、独立支持が圧倒的強さを示した。それから、親インドネシア民兵集団の暴力的な反動や国際的介入があった後、東ティモールは2002年に独立国となった。ジャカルタ、バリ及びその他の地域でのテロ攻撃で数百人が死亡し、テロリズムは根強い脅威となったままである。分離独立の感情は今もなおパプア2州で燻っているが、関係する暴力は近年著しく減少した。

過去に起きた複数の深刻な人権侵害事件は未だに解決していない。汚職は依然としてまん延しているが、インドネシアの腐敗防止委員会（Anti-Corruption Commission）は閣僚や議員を含む複数の注目度の高い人物を起訴するのに成功してきた。

2.5 民主主義時代は、全体として政治的安定と大半の市民の物質的な福利の向上によって特徴付けられてきた。インドネシアでは1999年6月に自由かつ公正な総選挙が行われ、2004年にはインドネシア初となる直接大統領選挙が行われた。近年の選挙は、これまでの年と比較して暴力のレベルが低かった。インドネシアは1990年代後半の経済的困難から概ね回復し、人権記録を著しく改善し、また、アチェ（Aceh）において長く続いていた分離独立紛争を平和的に終結させた。大規模なコミュニティ間暴力は何年もの間、起きていない。インドネシアの現大統領であるジョコ・ウィドド（Joko Widodo）は、不平等と闘い、最貧困層の生活水準を引き上げるといった政治要綱を掲げて選挙運動を行い、2014年10月に就任した。インドネシアの次の大統領選挙及び総選挙は2019年に行われる予定である。

人口統計

2.6 インドネシアは世界最大の群島国家である。およそ17,500の島々で構成され、このうち、およそ6,000は無人数である。2016年7月現在、インドネシアの総人口はおよそ2億5,830万人であり、人口成長率は0.89パーセントである。インドネシア人口の半数を若干超えた人々が都市化している。インドネシアの首都であり最大の都市ジャカルタの人口は、およそ2,000万人である（ジャカルタを取り巻く大都市圏を含む）。他の主要な都市として、スラバヤ（Surabaya）（280万人）、バンドン（Bandung）（250万人）、メダン（Medan）（250万人）、ブカシ（Bekasi）（250万人）、スマラン（Semarang）（200万人）及びタンゲラン（Tangerang）（200万人）が挙げられる。インドネシアは世界で最も民族的に多様な国々の一つであり、300を超える民族集団と700を超える言語を受入れている。主要な民族集団には、ジャワ族（Javanese）（40パーセント）、スンダ族（Sundanese）（15.5パーセント）、マレー族（Malay）（3.7パーセント）及びバタク族（Batak）（3.6パーセント）が含まれる。

2.7 インドネシアの最新の国勢調査（2010年）によると、インドネシア人のおよそ57.5パーセントはインドネシアの総陸面積の7パーセントに満たないジャワ島に住んでおり、インドネシア人の21.3パーセントがインドネシアで2番目に大きいスマトラ島に住んでいる。

経済概観

2.8 インドネシア経済は東南アジア最大である。実質ベースでは世界で16番目に大きいインドネシア経済は1990年代後半に起きたアジア通貨危機から回復して以来、持続的な成長を達成した。インドネシアの国民一人当たりGDPは2000年の560米ドルから2017年には

3,895.3米ドルまで増加した。また、インドネシアは1999年に人口の50パーセント以上であった貧困率を2017年には10.6パーセントにまで削減した。

2.9 輸送、通信、観光、金融及び事業サービスを含むサービス業はインドネシアの経済成長をますます力強く牽引しており、2016年にはインドネシアGDPのおよそ46パーセントを占めた。石油、天然ガス、繊維、自動車、電気製品、衣料品及びフットウェア、採掘、セメント、医療機器・器具、手工芸品及び化学肥料を含む産業及び資源部門は、GDPのおよそ40.3パーセントを占めた。ゴム、パーム油、鶏肉、牛肉、コーヒー、水産物、香辛料及び林産物を含む農業は、GDPのおよそ13.7パーセントを占めた。

2.10 ウィドド政権の主要な経済政策の優先課題は、不平等是正、地域開発及び貧困削減である。ウィドド大統領が2014年選挙で選出されて以来、政府はインフラ開発と教育及び医療に関する社会支援プログラムに係る注目度の高い取り組みを開始した。長期に亘り実施されてきたエネルギー補助金制度を改革することで、貧困層に直接影響を及ぼす投資の増加を図る公共支出の再優先化が可能になった。インドネシアの貿易政策は、基本作物の国内価格の上昇をもたらし、他の経済改革の影響を限定的なものにする原因となっている外国輸入への依存度の高さを是正し、自給自足経済の達成と外国輸入依存度の削減に引き続き焦点を合わせている。

2.11 インドネシアは依然として相当な経済的課題に直面している。経済成長率は過去10年間を通じて年平均約5パーセントとなっており、インドネシアの意欲的な貧困削減目標を達成するため又は労働市場へ毎年新規で参入してくる人々を吸収するために満たさなければならないレベルを下回っている。貧困率は2007年から2011年にかけて毎年1パーセント低下したが、2012年以降は年平均0.3パーセントしか低下していない。2,700万以上のインドネシア人が1か月当たりIDR 374,478 IDR（インドネシア・ルピア）（35.27豪ドル）に設定されている貧困ラインを下回った生活を続けている。また、総人口のおよそ40パーセントは依然として貧困ラインを下回りそうな状態に置かれている。

2.12 不平等問題は、インドネシア最大の課題の一つとなったままである。インドネシア人口の上位1パーセントが国の総資産の50パーセント以上を保有している。インドネシアにおける不平等化は、東南アジアにおける他の大半の国々よりも急速に進んでおり、ジニ係数（Gini coefficient）は2000年の0.30から2017年には0.39に上昇している。また、不平等は地理的にもインドネシアを分断している。西側の大きな島であるジャワとスマトラはインドネシア経済の80パーセントを提供しており、引き続き雇用と投資に関する主要なハブ（拠点）となっている。これと比較して、インドネシアの東側は、中心部から比較的遠く、つながりを欠いていることを主な理由として、貧困率がより高い。近年実施された調査によ

り、インドネシア人の88パーセントは不平等を緊急に解決すべき問題として見ていることが明らかになっている。しかしながら、ウィドド政府の不平等との闘いという政策課題の実施状況は遅々として進まず、官僚的な競合状態や煩雑さ、分散化された統治及び村落レベルでの能力不足により複雑化されている。

雇用

2.13 インドネシアは、10年以上に亘ってマクロ経済が成長を遂げていることを背景に、失業率を着実な低下トレンドへ乗せることに成功してきた。公表されている失業率は2016年で6.3パーセントであった。インドネシアの若者の高い失業率は、近年大幅に低下してきた。しかしながら、毎年、およそ200万人の若いインドネシア人が労働力に参入してくる状況下、職の創出ペースの遅さが深刻な経済的課題となっている。また、職の質と賃金レベルも懸念される側面である。

2.14 農村部及び都市部のインフォーマル部門（非公式経済）は、インドネシア経済において大きな役割を果たし続けている。信頼できる推定値によると、インドネシアにおける雇用の55~65パーセントは、その大半が建設と農業においてインフォーマルと呼ぶこともできると考えられる。男性よりも女性の方がインフォーマル部門で働く可能性が高い。

2.15 多数の登録及び未登録インドネシア人の多くは、主に中東や東南アジアで職を求めている。正確な数値は入手できないが、外国へ出稼ぎに行くインドネシア人移住労働者は450万人に達すると推定されている。女性移住労働者の大半は家事使用人としての職を得る一方、男性移住労働者は農業、建設及び海運関連産業を含む様々な部門で働いている。移住労働者からの送金はインドネシア経済の重要な要素を占めている。2015年における中東からの送金額は35億2,000万米ドルであり、東南アジアからの送金額は26億米ドルであった。2015年5月、サウジアラビアで女性の家事使用人2人が処刑された他、注目度の高い複数の人権侵害事案が発生したことを受けて、インドネシア政府は21か国（主に中東諸国）に対して家事使用人を派遣することを禁止すると発表した。しかしながら、今日まで、この政策によりこれらの国々で働くインドネシア人の数が大幅に減少したことを示唆する証拠はほとんどない。

汚職

2.16 インドネシアは、（2005年）腐敗の防止に関する国連条約（UN Convention Against Corruption）の締約国であり、アジア開発銀行/経済開発協力機構（OECD）のアジア太平洋地区汚職防止共同イニシアティブ（joint Anti-Corruption Initiative for the Asia Pacific）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（Asia Pacific Group on Money Laundering）のメンバーでもある。腐敗防止に係る主要な制定法は、（2001年）腐敗防止

法 (*Anti-Corruption Law*) により改正された (1999年) *汚職犯罪撲滅法 (Law on the Eradication of Crimes of Corruption)* である。腐敗防止法に基づき、裁判所は刑罰として、罰金5,000万IDR ~ 10億IDR (5000 ~ 100,800豪ドル)、20年以下の懲役又は極端なケースでは終身刑若しくは死刑を科すことができる。その他の関連法として、「*汚職、共謀及び縁故主義を免れる国家管理者に関する法律 (Law on State Administrators Who Are Free From Corruption, Collusion and Nepotism)*」 (1999年)、「*汚職撲滅委員会に関する法律 (Law on the Corruption Eradication Commission)*」 (2002年) 及び「*マネーロンダリングの防止及び撲滅に関する法律 (Law on the Prevention and Eradication of Money Laundering)*」 (2010年) がある。

2.17 強固な法的枠組みが構築されているにもかかわらず、歴代政権が汚職と闘っている状況及び注目度の高い有罪判決 (2014年に憲法裁判所 (Constitutional Court) 裁判長に終身刑を科した判決を含む) の数が重視され、インドネシアはトランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) の2016年腐敗認識指数 (Corruption Perspectives Index) で176か国中90位にランク付けされた。国際コメンテーターは、特に懸念される側面として、腐敗防止法の弱い執行状況、効果のない規制メカニズム及び相反する法律、縁故主義と偏愛主義の文化、公職、司法部門、警察及び政治における賄賂を挙げてきた。インドネシアのメディアと公衆は、定期的にヘッドラインで取り上げられる政治の腐敗に強い関心を抱いている。

2.18 腐敗防止法を執行する主要な政府機関は、汚職撲滅委員会 (Corruption Eradication Commission、略称KPK) である。KPKは権限を与えられた他の機関と連携して賄賂と汚職の撲滅に取り組んでいる。KPKは汚職犯罪を調査し、起訴する。また、賄賂を防止するために活動することができる他、ガバナンス (統治状況) や国家予算を監視している。KPKは公衆からの強い支持を享受している。2017年5月に実施した調査で、回答したインドネシア人の86パーセントがKPKに信頼を置いていた。警察と検察官は刑法に基づく犯罪を起訴する主要な責任を負っている他、賄賂犯罪を捜査し、起訴することもできる。オンブズマン (行政監察官) は積極的に行政機関を監督し、官僚又は国家が資金拠出する法人の不正な行政疑惑を調査する。オンブズマンの制定法上の役割の一つは、汚職のない国家及び政府の創造を支援することである。

2.19 KPKの腐敗防止努力は、一部の方面から威嚇やKPKの権限を弱めようとする試みなどの抵抗を受けてきた。2017年4月、KPKの上級調査官に酸攻撃があり、同調査官は顔に火傷を負い、目を損傷した。同調査官はこれまでもひき逃げ未遂事件の標的になったことがある。2017年4月、インドネシア議会はKPKの有効性 (複数の政治家数人を巻き込んだ電子IDカードスキャンダル事件に関するKPKの調査状況を含む) に関して議会喚問

を実施するために特別委員会を設置することを決定した。同特別委員会を批評する人々は、とりわけ、議会はKPKといった独立機関の活動を調査する法的権限を与えられておらず、また、同特別委員会は議会の全ての政党からの代表を委員にしなければならないという要件を遵守していないと論じた。同特別委員会はまた最終勧告を行っていない。ウィドド政権はこれまでKPKを保護してきており、KPKは機能的で信頼できる機関であり続けている。

医療

2.20 憲法第28H条は市民に医療を受ける権利を保証し、第34条は国家に医療及び公共サービス施設を提供するよう義務付けている。インドネシアでは医療サービスを提供する義務が2000年代初めに分散化され、国営プログラムは地区レベルへ移管された。地方分権化は、全国の医療指標の改善率を遅らせており、インドネシアの医療指標は東南アジアで立ち遅れている。特別な問題として、毎週325人の女性が出産時に死亡するという母性死亡率の高さ、心臓血管病、糖尿病及びがんを原因とする死亡率の上昇、栄養失調に起因する児童の高い成長阻害率（37パーセント）及び結核や（特にパプア2州で深刻な状態にある）HIV/AIDSなどの感染症への取組みが進まず行き詰まっている状況が挙げられる。およそ70~80万人のインドネシア人がHIVを抱えて生きている。HIVは依然として社会的烙印を押されているが、政府はHIVにますます対応するようになってきており、テストと治療を無料で提供している。インドネシアはHIV管理向けの国内資金拠出額を増やしてきており、現在はおよそ50パーセントを拠出している。インドネシアの医療指標は地域間格差が著しく、東部諸州の方が良くない数値となっている。

2.21 2014年1月、インドネシアは2019年までに国民皆保険制度を提供することを目的として国民皆保険スキーム（National Health Insurance Scheme、略称JKN）を実施し始めた。インドネシア政府は人口の40パーセントを構成する（およそ9,000万人）最貧層のために保険料を支払う。同スキームは初期の段階で相当な予算超過を経験したため、運営初年度に9,950億IDR（1億豪ドル）の緊急財源が必要となった。2017年3月、健康を享受する権利に関する国連特別報告官（UN Special Rapporteur on the Right to Health）は、持続的かつ平等な医療制度を開発するためのインドネシアの取組みは軌道に乗っているものの、アクセスやサービスの質に関する問題は根強く残っていると語った。

教育

2.22 憲法第31条は、基本教育を受ける権利と義務を市民に保証するとともに、政府に対し、教育に資金を拠出し、教育を管理し、組織することを求めている。インドネシアの学校制度は複雑であり、教育文化省（MoEC ; Ministry of Education and Culture）が管理する一般学校と宗教省（MoRA : Ministry of Religious Affairs）が管理するマドラサ（イスラム昼間学校）に分かれている。両制度とも、幼稚園から第12学年までの教育を提供して

おり、MoECにより規制される通り、全国プログラムを教えている。第3期（高等）教育の管理は、MoRA、研究・技術・高等教育省（Ministry of Research, Technology and Higher Education）及び規制されていない多数の民間教育機関の間で分かれている。

2.23 マドラサは、強固な社会宗教的使命を担っており、他の学校教育に係る選択肢を利用できない人々（農村地域の人々、貧しい家庭、女兒、障害がある学生を含む）に対応することが多い。マドラサはインドネシアにおける初等及び中等教育のおよそ20パーセントを構成し、学齢期人口のおよそ13パーセントに教育を提供している。マドラサのおよそ90パーセントは民間であり、宗教基金が政府の支援をほとんど受けずに運営している。民間のマドラサに対するMoRAの権限は、政府の資金拠出に関する全国教育標準及び基準の執行に限定されている。民間のマドラサは一般に資源不足や能力の制約を主な理由として、一般学校又は公立マドラサと比較して、劣った教育成果しか生み出していない。

2.24 国連開発計画（UN Development Programme）は2016年、インドネシア人の平均通学期間が7.9年であったと報告した。インドネシアの教育の質は地域によってばらつきがあり、国際オブザーバーは近隣諸国よりも低いと考えている。経済協力開発機構（OECD）が実施した2015年PISA国際学習到達度調査により、科学教育の質は2012年の前回調査時点から若干改善していることが明らかになったものの、算数や読解力においては顕著な改善が見られなかった。インドネシアの学生の大半は依然として、3科目の全てにおいて能力の国際基準を下回っている。世界経済フォーラム（World Economic Forum）の2016/17年国際競争力指標（Global Competitive Index）で、インドネシアは初等教育の質に関して138か国中54位、教育制度全体の質に関して39位にランク付けされた。

政治制度

2.25 1945年憲法はインドネシア共和国を単一国家として確立させた。1950年代以降で初の民主主義選挙は1999年に行われた。2004年以降、国民は任期を5年とする大統領を直接選出し、大統領は国家元首及び政府代表の位置を占める。選挙で選出される副大統領及び任命され、国会議員であることを義務付けられない閣僚が大統領を補佐する。1999年以降、大統領は5年の任期を2期までに限定されている。

2.26 インドネシアの立法機関は国民協議会（MPR : People's Consultative Assembly）である。MPRは、大まかに言って下院に類似する国民議会（DPR : People's Representative Council）と上院に類似しているが立法ではなく助言的役割を果たす地方代表議会（DPD : Regional Representative's Council）で構成される。大統領の弾劾は、両院の合同会議によらなければならない厳格なプロセスである。DPRは、州ベースの比例代表制を通じて選出される560人で構成され、有権者はこの比例代表制を通じて個人と政党に投票することがで

きる。選挙法（Electoral Law）が近年改正され、この改正法に対して憲法裁判所で現在審理されている異議申立が却下されると、DPRの議席数は575に増えることになる。DPDの議員数は136人であり、インドネシアの34州/行政地域がそれぞれ、党派を問わずにDPD議員を4人選出する。MPRの全てのメンバーは、任期を5年として選出される。女性が占める議席数の割合はこの5年間安定しており、およそ17パーセントとなっている。

2.27 DPRの権限の中には、立法、予算の証人、行政部門の監督及び公職（インドネシア銀行頭取（Governor of the Bank of Indonesia）、最高裁判所判事など重要なポストを含む）の任命が含まれている。DPRは地域及び地方統治の問題に関して助言を与えることができるが、この助言に従わなければならないという要件はない。DPDは、地域統治、地方自治体及び天然資源その他の経済資源の管理に影響を及ぼす法律を取扱う権限を有している。MPRは稀にしか開催されない。MPRは大統領を就任させる責任を負い、また、そのメンバーの3分の2及び憲法裁判所の支持を得て大統領の弾劾動議を提起することができる。

2.28 インドネシアでは、ごく最近の2014年4月に議会選挙が行われた。46政党が選挙に参加するため登録したが、12政党のみが選挙を闘うための総選挙委員会の要件を満たしたに過ぎない。インドネシアの現政府は7党による連立政権であり、ウィドド大統領の政党（闘争民主党（Indonesian Democratic Party of Struggle又はPDI-P）が最多議席を占めている。インドネシアの次の総選挙は2019年に予定されている。

2.29 憲法は、大統領が「非常事態」と考える状況において、又は緊急に埋めなければならない溝が法律にある場合、政令を発出する権限を大統領に与えている。DPRが承認する政令は法律となり、拒絶する政令は法的な根拠を持たない。法律となる政令は、憲法裁判所で異議を申し立てることができる。

2.30 インドネシアには34の州があり、このうち8つの州は1999年以降に誕生した。任期を5年として選出された知事は各州を主導し、各州は選出された議員で構成される代表議会を設けている。次に掲げる5つの州は特別な地位を有している。シャリーア（イスラム法）を導入するなど特異なアチェ州、インドネシア内の主権君主制としてジョグジャカルタ特別州（Special Region of Yogyakarta）、特別開発を実施する州としてパプア州（Papua）と西パプア（West Papua）州、ジャカルタ首都特別州（Special Capital Region of Jakarta）。インドネシアの州はさらに県、市及び小規模な行政単位に分けられている。

パンチャシラ

2.31 パンチャシラは、インドネシア共和国の正式な建国イデオロギーである。パンチャシラは次に掲げる5原則で構成されている。唯一神への信仰、公平で礼節のある人間性、イン

ドネシアの統一、合議と代表制による民主主義、インドネシア国民全体の社会正義の実現。パンチャシラは、国民意識の中で特別な位置を占めており、インドネシア人は早い段階からこの原則を学ぶ。スハルトの新秩序時代には、国家が反対派を抑圧するため、頻りにパンチャシラを利用し、懲役刑を含む重大な刑罰を科される反パンチャシラ活動の罪で組織や個人を起訴すると脅した。

2.32 新秩序時代が終焉した後、パンチャシラの強調は緩和されたものの、ウィドド大統領は近年、急進主義や強硬派集団の管理といった課題に立ち向かうための手段としてパンチャシラの重要性を再び高める措置を講じてきた。これらの措置の中には、再び国民の祝日として6月1日をパンチャシラの日と定めたこと、公衆向けのメッセージでパンチャシラに重点を置くこと、及び新たな機関として「パンチャシラのイデオロギーの指導に関する大統領作業部会（Presidential Working Unit on Guiding the Ideology of *Pancasila*、略称UKP-PIP）」を設置することなどが含まれる。ウィドドは2016年12月にUKP-PIPを発表し、2017年5月に大統領規則によって正式に設置した。大統領に直接回答する同作業部会は、パンチャシラの開発の全体的な調整、調和及び管理に責任を負う。また、政府政策を策定する際にも支援する。9人の委員から成るUKP-PIPには、政治、軍及び司法部門の高位の人物とイスラム教徒、キリスト教徒、仏教徒及びヒンズー教徒の各コミュニティの代表が含まれている。市民社会のコメンテーターの中には、パンチャシラに新たな焦点を合わせることで、「反パンチャシラ」活動を行っているとして市民社会団体や活動家を抑圧していた新秩序時代の慣行が蘇るのではないかと懸念を表明する者もいた。DFATは今日まで、そのような抑圧が起きたという証拠を認識していない。

人権の枠組み

2.33 インドネシア憲法は、生きる権利、拷問からの自由、信教の自由、隷属状態からの自由、法の前で個人として認められる権利、表現の自由、差別的な扱いを受けない権利を含め、多くの基本的人権を謳っている。

2.34 インドネシアは、次に掲げる国際人権条約・規約の締約国である。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（Covenant on Civil and Political Rights）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）、拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）、児童の権利に関する条約（及びその2つの選択議定書）（Convention on the

Rights of the Child) (and its two Optional Protocols)、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約(International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of their Families)、障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons With Disabilities)。また、インドネシアは「女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する条約の選択議定書」及び「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約(International Convention for the Protection of all Persons from Enforced Disappearance)」に署名したが、まだこれらを批准していない。

国家人権機関

2.35 インドネシアの国家人権機関は、1993年に大統領令(Presidential Decree)によって設置され、1999年に議会によって正式なものとなったインドネシア国家人権委員会(Komnas HAM)である。国家人権委員会は、人権教育を実施し、国内外レベルで人権に関する情報を伝達する任務、国家人権委員会が政府にその批准又は加盟を提案する可能性がある人権に関する国際条約を監視する任務、全国における人権の実施状況を監視し、調査する任務、人権の実施状況について関係政府機関と連携する任務、及び人権の保護の継続に向けて地域及び国際機関と協力する任務を担っている。2017年3月、「人権の推進及び保護に関する国内人権機関の国際調整委員会(International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights)」は、以前にパリ原則(Paris Principles)を全面的に遵守している機関として国家人権委員会を認定した事実を確認した。

治安情勢

2.36 インドネシアの治安情勢は安定している。機に便乗した窃盗や強盗などの軽犯罪は普通に見られ、暴力を伴うこともある。政治集会、抗議行動及びデモ行進は、特にジャカルタの大統領府、主要な政府ビル及び大使館の近辺で定期的に行われる。これらの行事は、特に地域で前触れもほとんどなく暴力化する場合がある(しかし、ジャカルタ自体においてはあまりない)。過激主義者の裁判や刑の執行を含む司法プロセスは、デモ行進や暴力行為を通じてなど強い反応を引き起こす可能性がある。

2.37 過去20年間に亘ってインドネシア治安当局が広範な取り組みを行ってきたにもかかわらず、テロ攻撃は依然として国土全域に亘り起きている。しかしながら、これらの攻撃の規模は縮小してきている。当局は計画されたテロ攻撃の大半を阻止するのに成功してきた。近年で最も深刻なテロ攻撃は2016年1月に発生した。このとき、テロリストはジャカルタ中心部にあるスターバックス・カフェと交番を襲撃し、市民4人とテロリスト4人が死亡する結果を招いた。イラク・シリアのイスラム国(ISIS : Islamic State in Iraq and Syria)がこの襲撃に関して犯行声明を出した。

2.38 治安面で懸念がますます高まっている問題は、イスラム国に刺激された個人やシリアに住むインドネシア人と繋がりがある地元組織が実行する「ローンウルフ」攻撃の恐怖である。460人ものインドネシア人（家族と一緒にいる児童を含む）がシリアとイラクに渡航し、イスラム国その他の反政府集団に参加している。政府はさらに数百人が渡航しようとするのを阻止してきた。渡航者のほぼ全員がジャワ出身である。少なくとも100人がインドネシアに帰国したが、戦闘を経験したのはごく僅かであった。元テロリストに急進的立場を捨てさせることが政府の高い優先課題であり続けている。相当な数のインドネシア人受刑者が、テロ関連犯罪の刑期を終えた後、コミュニティに戻ってきている。

2.39 中央政府に対する活発な軍反乱勢力の活発な動きは概ね止まったものの、パプア2州では分離独立派の小規模な活動が依然として起きている（パプア2州の分離独立主義派を参照）。インドネシア当局は引き続き、中央スラウェシ（Central Sulawesi）州で活動するサントソ（Santoso）テロリスト網の残党に対する治安作戦を実施している。

コミュニティ間暴力

2.40 近年の歴史の項で記述した通り、スハルト新秩序時代を迎える直前の期間及び同時代が終焉した後、インドネシアの様々な地域で民族的及び宗教的コミュニティの間で大規模な暴力事件が起きた。最も深刻な暴力事件は、1999年から2002年にかけてアンボン（Ambon）市とマルク（Maluku）州で起きた。この間、イスラム教徒とキリスト教徒のコミュニティ同士が衝突し、数千人が死亡、数十万人が国内避難を余儀なくされる事態を招いた。1990年代の終わりに、西カリマンタン（West Kalimantan）州で先住民（主にキリスト教徒/精霊信仰者）のダヤク（Dayak）社会と（イスラム教徒）マドウラ族移住者の間で大規模な暴力事件が起き、少なくとも500人が死亡、最多で75,000人が国内避難する結果となった。

2.41 1990年代終わり/2000年代初めに起きたコミュニティ間暴力の大半は、スハルト時代が終焉する頃の権力の真空状態に起きた地元の権力闘争が原因であるとアナリストは論じている。多くの場合、政治的利益を求める地元指導者が、移住プログラムの欠点に関係していることが多い既存の宗教的及び民族的緊張関係を煽ったことに端を発している（人種/国籍を参照）。

2.42 それ以来、政府とコミュニティ集団は、コミュニティ同士で共通の価値を推進し、宗派間関係を構築するため、アンボン市とマルク州で相当な和平努力を払ってきた。しかしながら、インドネシアの一部の地域における宗教及び/又は民族に沿ってコミュニティ間で緊張関係が続いていることで、暴力につながる可能性が残されている。近年のコミュニテ

イ間暴力では、強硬派イスラム集団が宗教的少数派、特にイスラム教から「逸脱した」形態だと同集団が考えるものを信奉するとみなされる少数派を標的にして暴徒襲撃をけしかける行為が見られる。また、キリスト教徒がイスラム教徒コミュニティを襲撃する事件も起きている。たとえば、2015年7月、ラマダン期間中にモスクの拡声器の音量に関して紛争があった後、パプア族キリスト教徒は非パプア人が所有するパプア州中央高山地区（Central Highlands）の馬房、住宅及び小さなモスクに火を放った。

3. 難民条約に基づく申請

3.1 憲法第28I条第(2)項は、全ての人間は、理由の如何を問わず、差別的な扱いを免れる権利を有し、また、その差別的な扱いから保護される権利を有すると規定している。憲法の他の条項や法律は、付加的な保護を提供している。

人種/国籍

3.2 人口統計の項で記述した通り、インドネシアは世界で民族的に最も多様な国々の一つである。（2008年）人種的及び民族的差別撲滅法（*Elimination of Racial and Ethnic Discrimination Law*）は、民族又は人種に基づいて個人及び/又は特定の社会集団の間に憎悪又は不和を広めることを目的として情報を伝える行為を禁じるとともに、そのような行為に対して5年以下の懲役刑を科すことを定めている。憲法第27条は全ての国民の平等を保証しており、第32条は文化的価値を保全し、発展させる社会の自由を保証すること及び国家の文化遺産として地元言語を尊重し、保全することを国家に求めている。

3.3 政府は、人口密度の高い地域（特にジャワ）における人口圧力を緩和しようとして、数十年に亘り、「移住政策」を追求してきた、この移住政策のプログラムにより、土地のない人々はそれほど人口が密集していない地域で土地と住宅を提供された。このプログラムのピークである1979年から1984年にかけて、およそ250万人が国内移住した。批評家は、このプログラムが新たに移住してくる人々をホスト社会に溶け込ませるのに失敗し、また、その後の隔離政策が多くの場合、コミュニティ間の緊張関係を生み出したと論じた。2015年6月、ウィドド大統領はこのプログラムを正式に打ち切った。国家がスポンサーとなった移住プログラムはもはや存在しないが、インドネシア人はより良い幸せを求めて故郷を離れ、群島の他の地域へ移動するという伝統を広く実践してきている。

3.4 （後述するセクションで概説する通り）一部の限られた例外はあるものの、インドネシア人の圧倒的多数は人種又は民族性を理由に公的又は社会的差別を受ける可能性が低いとDFATは評価している。近年、異なる民族集団の間で衝突が起きてきたが、これは大規模な移住人口が住む地域の民族ラインに沿って起きる場合が多かった。たとえば、土地の

所有権と利用をめぐる紛争、社会的・経済的な排除に対する認識及び文化的恨みが時折、局所化された暴力事件がインドネシア群島全域に亘って勃発するという結果をもたらした。大半の場合、インドネシア治安当局はそのような事件の発生を防止しようとし、起きてしまった場合はそれを直ちに解決しようと努めてきたとDFATは評価している。

3.5 パプア人は、メラネシア人と同様に、文化的、民族的及び外見的に他の民族集団と異なるため、パプア2州以外に住むパプア人は他の民族集団よりも社会的差別に晒されるリスクが高いとDFATは評価している。差別には雇用又は住宅からの排除及び言葉による虐待が含まれる場合があるものの、身体的暴力を伴う可能性は低い。

インドネシア華僑

3.6 500年以上に亘って中国からインドネシアへの移住の波が連続して押し寄せ、インドネシア全域に亘ってインドネシア華僑社会が確立される結果となった。その多くはもはや中国語を話せない。2010年国勢調査によると、インドネシアには280万人の華僑が住んでおり、総人口の1.2パーセントを構成している。一部のインドネシア華僑は過去に生じた緊張関係のために自認することを嫌がると伝えられているため、この数値は実際より少ないかもしれない。インドネシア華僑社会は宗教的に混在している。2010年国勢調査によると、50パーセントが仏教徒、20パーセントがプロテスタント、14.75パーセントがカトリック、11パーセントが儒教徒、3.6パーセントがイスラム教徒である。インドネシア華僑は文化的理由で、また、異宗教間結婚は行政上の困難さを伴う可能性があるため、自らの民族的及び宗教的集団内で結婚する傾向がある（身分法を参照）。

3.7 スハルト時代の新秩序体制は中国系インドネシア人を様々な差別措置に晒した。法律により、中国語の新聞、学校及び文化的表現は禁止され、中国系インドネシア人の多くはインドネシア語の名前をつけるよう圧力をかけられた。1967年政令（公式には現在も生きている）は、中国系インドネシア人が軍隊に勤務するのを禁じており、中国系インドネシア人はインドネシア市民であることを証明する書類を携行しなければならなかった（公式には現在も携行しなければならない）。近年の歴史の項で記述した通り、アジア通貨危機の最中の1998年5月、暴徒はインドネシア華人が裕福であるという共通の誤解により、そのコミュニティを標的にした。1,000人ものインドネシア華僑が暴動に関与した事件で死亡した。女性は強姦され、商店は焼かれ、又は略奪された。

3.8 新秩序体制が終焉して以来、歴代政権はインドネシアの公共政策から反中国人の側面を大半を排除した。チャイニーズ・ニューイヤー（旧正月）は国民の祝日として祝われている。中国の文化的パフォーマンスと言語は受け入れられており、憲法はもはやインドネシア華僑と「先住」インドネシア人を区別していない。2014年、当時のユドヨノ（Yudhoyono）

大統領は「華僑」を指定するのに用いるインドネシア語をしばしば人種的中傷に関係する言葉から変える規則を発出した。ユドヨノ政権時代の貿易大臣（Minister for Trade）（及び後の観光大臣（Minister for Tourism））やウィドド政権時代のジャカルタ首都特別州知事など複数のインドネシア華僑が高位の職に就いている。中国系インドネシア人はビジネス社会において、引き続き卓越した活躍を遂げている。

3.9 しかしながら、反中国人感情はインドネシアの社会レベルで存在したままである。中国系インドネシア人の多くは裕福でないものの、国内で最も裕福、かつ、最も著名な企業人の多くは華僑であることが、非中国系インドネシア人の反感の源である。インドネシア人の多くは依然として、中国系インドネシア人が一般の生活に入ってくることについて不安を感じている。2012年、ウィドド大統領は、通称「アホック（Ahok）」として知られる中国系インドネシア人（及びキリスト教徒）のバスキ・チャハヤ・プルナマ（Basuki Tjahaja Purnama）を副知事候補としてジャカルタ特別州知事に立候補した際、保守的なイスラム集団から強い批判を浴びた。アホックはその後、ジャカルタ特別州知事を引き継いだ。そのようなイスラム集団は2016年終わりにアホックを冒涇罪で告発した後、大勢のデモ参加者を動員するための手段としてアホックの民族的及び宗教的背景を利用した（宗教の冒涇/中傷を参照）。

3.10 コミュニティ内の反中国人感情は、インドネシアが中国との間で外交的な緊張関係を経験した際に頂点となる傾向があった。イスラム組織は2016年中頃にインドネシアで共産主義感情の急激な高まりがあったとされたことに対して中国を非難した。インドネシアへの中国投資が増加していることも地元レベルにおける嫌悪感の原因となってきた。議題に上がった多くのプロジェクトが具体化されず、国内の批評家が中国人労働者の輸入と中国人による戦略的資産の支配に懸念を表明したためである。

3.11 インドネシアにおける反中国人感情が1998年に経験した暴力のレベルを再びもたらすことになる可能性は低いとDFATは評価している。しかしながら、危機の記憶によって中国系インドネシア人社会の多くのメンバーの間には不安が続いており、この不安はアホックの冒涇罪裁判などの出来事によって増幅されている（宗教の冒涇/中傷を参照）。根強い反中国人感情は、低いレベルの社会的差別を時折招く可能性がある。

3.12 スハルト新秩序体制が終焉して以来、公共政策において中国系インドネシア人社会に影響を及ぼす改善が相当行われてきた。それにもかかわらず、新秩序時代の政令は未だに廃止されておらず、他のインドネシア人には適用されない制限を実際には執行されないものの中国系インドネシア人に課し続けることによって、中国系インドネシア人は引き続き低リスクではあるが差別に晒されている。

宗教

3.13 憲法第28E条第(1)項及び第(2)項は自らの選択した宗教を實踐する自由及び自らの信条を抱く自由を市民に保証しており、第28I条第(1)項には如何なる状況においても制限することができない人権として信教の自由が規定されている。第29条第(1)項及び第(2)項は、唯一神への信仰は国家の基礎である一方、全ての者は自らの宗教又は信条に従って崇拝する自由を保証されていると規定している。しかしながら、第28J条第(2)項は、全ての者は、権利と自由を行使するに当たって、他者が享受する権利及び自由に対する認識と尊重を保証することと、民主主義的な社会の道徳、宗教的価値、治安及び公共の秩序への配慮に基づく公正な要求を満たすことを唯一の目的とした法律によって課される制限に従う義務を負うと規定することにより、これらの憲法上の保護に条件をつけている。コミュニティ間の不調和から保護するため、(1965年) *宗教の中傷に関する法律 (Law on the Defamation of Religion)* を含む複数の法令が信教の自由に係る表現を制限している。

3.14 インドネシアは世界最大のイスラム人口がある。2010年国勢調査では2億290万人のインドネシア人がイスラム教徒であると確認されている。インドネシアには世界最大のイスラム組織であるナフダトゥル・ウラマー (Nahdlatul Ulama) とムハマディヤ (Muhammadiyah) が存在する。両組織とも数百万人の信奉者を抱え、社会的にも政治的にも影響力が大きい。インドネシア人イスラム教徒の大半はスンニ派であるが、最多で300万人がシーア派、およそ40万人がアフマディー教徒 (Ahmadis) である (後記関係セクションを参照)。2010年国勢調査によると、イスラム教徒はインドネシア総人口の87.2パーセントを構成している。プロテスタントキリスト教徒は7パーセント、ローマ・カトリック教徒は2.9パーセント、ヒンズー教徒は1.7パーセント、その他 (仏教徒及び儒教徒を含む) は0.9パーセントである。このほか、政府はおよそ1,200万人が宗教というよりも「文化的表明」として認められている伝統的な信念体系を信奉していると推定している。国内当局は一般に伝統的信条を實踐する人々の権利を尊重しているとDFATは評価している。

3.15 実際上、インドネシアはイスラム教、カトリック教、プロテスタント教、仏教、ヒンズー教及び儒教のみを公認している (ただし、ユダヤ教、ゾロアスター教、道教及び神道を含む他の宗教も禁止されておらず、憲法の下で保護されている)。2017年11月、憲法裁判所は、「これ以降、伝統的信条の信奉者は本人及び家族の身分証明カード上に土着信条信仰者であると自認することを認められるべきである」と判示した。インドネシア人がIDカード取得申請書上で、6つの「公認」宗教のいずれかを選択するのではなく宗教アイデンティティ欄を空白のままにしておくことができる旨の法律条項はあるものの、そのIDカードに公認宗教が記録されていない人々は、実際に職を探し、銀行口座を開設し、医療給付金を受け取る際に困難に直面していると報告した。憲法裁判所の判決がどのような形で実

施されるのかについては不明なままである。

3.16 宗教省 (MoRA) は、登録宗教団体の活動を監督する。宗教コンサートその他の公開イベントを開くためには、MoRAから許可を得ることが必要である (一般に許可される)。MoRAは、宗教資料の出版、宗教的シンボルの使用、及び宗教的演説の実施を認めている。ただし、宗教的演説による情報の伝達は当該宗教団体に属する者として既に登録されている人々に行われることを条件とする。登録宗教団体は、海外ドナーから資金を受け取るためにMoRAの承認を必要とする。MoRAは一般にそのような承認を与えるとDFATは理解している。

3.17 登録宗教団体は、新たな礼拝所を建設する許可を得るため、計画されている礼拝所の利用者の90人及びより広いコミュニティのメンバーの60人以上から支持する旨の署名を得なければならない。この追加の60人の支持署名は異なる宗教団体の信奉者 (例: モスクの建設を支持する非イスラム教徒60人) から得なければならないとは法律に明記されていないが、実際上、そのように解釈されてきた。また、6つの公認宗教の指導者で構成され、異宗教間紛争を調停する責任を負う地元 (市又は地区レベル) の宗教事務所 (宗教的調和のためのフォーラム (Forum for Religious Harmony) として知られる) からも承認を得る必要がある。宗教的少数派集団は、地元の反対に遭い、礼拝所の建設を進めることができなかったこともある。この要件は、イスラム教徒が多数派を占める地域に教会又は非スンニ派のモスクを建設する際とキリスト教徒が多数派を占める地域にモスクを建設する際の両方に適用されてきた。

3.18 インドネシアの国内法と長年に亘る慣行は一般に、多数派であるスンニ派人口を保護するように働いている。公認されている宗教的少数派の権利を保護するため、国家レベルで法的な保護が存在する。しかしながら、憲法、国内法及び高位レベルの法令は公式には地元規則に優先するものの、実際上、地方自治体は地元の政治的及び宗教的背景を考慮に入れる際、それらを見捨てる可能性がある。これは、特にアチェに当てはまる。アチェでは、シャリーアに基づいた多数の地元規則が宗教的少数派を不利にする傾向がある (アチェのシャリーアを参照)。しかしながら、インドネシアの宗教的少数派は、地理的に群がっていることが多い (すなわち、東部諸州のキリスト教徒、バリのヒンズー教徒など) ので、スンニ派イスラム教徒が少数派になっている地域もある。これらの地域の地元規則は、関係する宗教的少数派集団の利益のために働く傾向がある。

3.19 宗教的多元主義は現代インドネシアの確立された部分であり、国内外のNGOは宗派間寛容度が一般に強いと報告し続けている。それにもかかわらず、NGOは、宗教的不寛容の事例がこの10年間で増えてきたと報告している。非国家機関、特に強硬派イスラム組織

が宗教的不寛容事件に関与していることが多い。

身分法

3.20 インドネシアの(1974年) *婚姻法 (Marriage Law)* (「婚姻法」) は、インドネシアにおける主要な身分法である。婚姻法は結婚が認められる法定年齢は男性が19歳、女性が16歳であるが、21歳未満の者は結婚するために親の許可を得なければならないと婚姻法は規定している。インドネシアで結婚するカップルは全て、宗教を宣言しなければならず、不可知論又は無神論は認められない。結婚パートナーは同じ信条を持っていないといけない。市民登録局 (Civil Registry Office) は、イスラム教徒、ヒンズー教、仏教及びキリスト教 (プロテスタント及びカトリック) の信条を持つ人々の結婚を記録する。宗教局 (Office of Religious Affairs) は、モスク、住宅又はその他の場所で行われる場合があるイスラム教徒の結婚を執り行う。キリスト教徒、ヒンズー教徒及び仏教徒の結婚式は通常、寺院又は教会で行われる。市民登録局に登録されるまで、如何なる結婚も合法的とはみなされない。

3.21 婚姻法は夫と妻の關係に平等の原則を採用しており、夫と妻は法定行為を取るに当たって同等の権利を有している。しかしながら、婚姻法は夫を世帯主として指定している。婚姻法は婚姻期間中に取得した財産を夫婦共同財産とみなしているが、夫と妻のいずれかが婚姻時に持ち込んだ又は贈物若しくは相続財産として別に取得した財産はその当事者の財産であり続けるとみなされる。夫婦共同財産に影響を及ぼす決定に関しては、両当事者の同意が必要である。婚姻期間中に一方当事者が被った負債又は債務は一般に共同債務であるとみなされ、その債務に対する請求は、夫婦共同財産から支払われなければならない。結婚前に被った負債は、その当事者の個人的負債であり続ける。婚姻法は「合法的な子ども」の定義を嫡出子に限定している。非嫡出子は、母親及びその家族とのみ民法上の關係を有するものとみなされる。児童は、18歳に到達するまで又は結婚するまで (若い女性の場合は18歳未満で結婚するまで) 未成年者とみなされる。

3.22 (1991年) *イスラム編集法 (Compilation of Islamic Law)* は、身分問題に関しシャリーアを適用するに当たって一貫性を推進しようとしてきた。イスラム編集法は、裁判所に全ての離婚を審理するよう義務付けることにより、イスラム教徒の夫の一方的離婚 (タラク) に対する権利を制限するとともに、離婚後の配偶者扶養と児童支援に対する権利を規制した。イスラム編集法はイスラム教徒夫婦の離婚に関する8つの根拠— (1) 姦通、酩酊、薬物中毒又は賭博、(2) 任務放棄 (2年以上)、(3) 収監 (5年以上)、(4) 配偶者の生命を脅かす残虐行為又は深刻な虐待、(5) 配偶者が妻としての務めを果たせなくなるような急性疾患、(6) 長引く紛争、(7) 夫による条件付きタラクに対する違反、(8) 妻のイスラム教徒から他の宗教への改宗—について詳述している。他の宗教のメンバーに関

する離婚手続きも、裁判所プロセスと概してイスラム教徒向けのものとは一致する離婚根拠を必要とする。

宗教の冒涇/中傷

3.23 インドネシアの法律は1965年以降、宗教の冒涇及び中傷に関する条項を盛り込んできた。スカルノ大統領は1965年に大統領令を発出した。その後、この大統領令は1969年に刑法第156条第(a)項（「冒涇法」）になった。刑法第156条第(a)項は、6つの公認宗教からの「逸脱」及び「神への敵意」とみなされる行為又は言葉（如何なるものかは定義していない）を犯罪としている。2008年電子情報・取引（ITE：Electronic Information and Transaction）法（メディアも参照のこと）は、民族、宗教又は人種に基づき個人又は集団に向けて強い嫌悪感を示すことを目的として意図的に情報を広める行為を犯罪としている（第28条第(2)項）。

3.24 新秩序時代に冒涇事件が起きることは稀であり、また、その終焉直後の数年間に亘って民主主義時代の最初の3人の大統領は冒涇法を利用しなかった。ユドヨノ大統領の下で冒涇事件の数は増加した。国際人権団体のアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）によると、2005年から2014年にかけて冒涇法に基づき106人が収監された。これは、スハルト大統領政権期間中に有罪判決を受けた人数の10倍以上である。この数値は、ユドヨノ時代における実際の冒涇事件数よりも少ないかもしれない。この時代には、告訴された者に改悛するよう圧力をかけるなどして裁判外で解決される訴えが多かったからである。

3.25 コメンテーターは、ユドヨノ大統領時代以来、冒涇事件数が増加している状況に関して様々な理由を特定してきた。この中には、保守的なイスラムの組織と個人の自己主張が強くなってきていること、そのような集団を政治的に受け入れる姿勢があったこと、2009年に憲法裁判所に申し立てられた異議が却下された後で冒涇法の合法性が高まっていること、及び宗教の法的規制に向けた全般的傾向が見られることなどが含まれる。

3.26 ジャカルタに拠点を置くセタラ研究所（Setara Institute）は、2004年以降に起きた冒涇事件97件のうち88件はイスラム教徒が非イスラム教徒に対して提起したものであったと報告している。また、「各宗派」すなわち、6つの公認宗教の本流解釈とは異なる信条を持つ集団も個人に対して冒涇法を利用してきた。たとえば、2017年3月、東ジャカルタ裁判所はファジャール・ヌサンタラ運動（ガタファール）の元メンバー3人に対し、イスラムの「逸脱した」教えを实践するよう人々を改宗させた罪で有罪判決を下した後、懲役3~5年の刑を言い渡した（ファジャール・ヌサンタラ運動（ガタファール）を参照）。冒涇罪は無神論者にも適用されてきた。2012年、フェイスブック上で自ら無神論者であることを

暴露した公務員は懲役刑を言い渡された。冒涇罪は、少なくとも1度、LGBTIとの繋がりがあある人々を標的にした。2015年12月、バリのホテル従業員は本人が勤めるホテルで「結婚祝賀式典」を開いたゲイのカップルにバケーション・パッケージを販売した罪で懲役6か月の執行猶予付き刑を言い渡された。

3.27 インドネシアで近年起き、今日までで最も注目度が高かった冒涇事件は、中国民族少数民族派に属するキリスト教徒の元ジャカルタ特別州知事のバスキ・チャハヤ・プルナマ（「アホック」）が関わったものであった。アホックは、イスラム教徒が非イスラム教徒の指導者を選出することを禁じるコーランの一節を引き合いに出して一部のイスラム聖職者が住民を騙したと2016年9月に示唆した罪で、2017年5月に懲役2年の刑を言い渡された。その後の数か月間、アホックの逮捕を要求する一連の大規模なデモが全国で行われた。2016年12月にはこれらのデモの中で最大となったジャカルタでのデモに最多で50万人が集まった。幾つかの強硬派集団がこのデモ行進で顕著な役割を果たした。検察官は冒涇罪より軽い罪でアホックに有罪判決を下そうとし、公衆はアホックが懲役刑を逃れると見込んでいたが、5人の裁判官から成る審理パネルは、アホックはコーランの神聖さを理解していたが、それでもなお意図的に宗教を侮辱する発言を行ったと判示した。

3.28 アホックに対する判決が出た後、一部の市民社会団体は、冒涇法が政治的道具として利用される可能性があること、宗教的少数派を差別する形で適用されていること、表現及び信教の自由を侵害していることを理由に冒涇法を撤回するよう政府に改めて要請した。しかしながら、これまで冒涇法に対して行われた異議申立は、憲法裁判所で却下されてきており、政府が近い将来に冒涇法を改正又は廃止しようとすることを示唆する証拠はない。冒涇法を撤回又は修正する見通しは低いままであり、今後も利用されていくとDFATは評価している。

アチェのシャリーア

3.29 アチェにおける分離独立紛争を終結させた2005年和平協定の条件に基づき、アチェ州は宗教に関係していない事件（経済取引や刑事事件を含む）において、シャリーア規則と関係する刑罰を実施する特別の権限を有している。また、アチェ州は中央政府の承認を必要とせずその特別なアチェ州の制度と条件に基づいて地元規則を可決する権限も有している。シャリーアに基づく一部の地元規則は2001年以降に実施されていたが、アチェでシャリーア刑法が全面的に効力を生じることになったのは2015年10月になってからに過ぎない。

3.30 アチェでは近年、シャリーアに基づいた地元規則の数が増加し、その制限性が高まっている。地元規則は、アルコールの利用、異性との近接近、賭博及び同性愛を禁じ（性的

指向及び性同一性を参照)、「イスラムの服装」に基づいて厳格な服装規定を課し、女性に対して夜間外出禁止令を執行している。2005年以降、規則違反に対する刑罰には、公開鞭打ち刑が含まれている (体刑を参照)。

3.31 2014年9月、アチェの議会は、シャリーアの刑罰を含む地元規則を可決した。この地元規則は2015年10月に施行された。これらの刑罰が非イスラム教徒に適用される範囲は不明であるが、幾つかの事例は存在する。2016年4月、キリスト教徒の女性がアルコールを販売したとして28回の鞭打ち刑を受けた。また、2017年3月、仏教徒の男性2人が闘鶏賭博を行った罪でそれぞれ9回と7回の鞭打ち刑を受けた。アチェの非イスラム教徒は、司法の迅速な適用を求めるため、また、シャリーア刑罰は懲役刑が家族に及ぼす経済的影響を軽減することから、時折シャリーア刑罰を選択したと伝えられている。

3.32 国内外のNGOは、地元規則の一部の条項が女性を積極的に差別していることに対して懸念を表明してきた。イスラムの服装要件は、男性よりも女性の方に遥かに重い制限を課している。女性のみでの夜間外出禁止令は、女性の移動の自由と職を得る能力を制限している。また、女性は「近接近」及び「姦通」規則違反で、いわゆるシャリーア警察の標的にされる可能性が男性よりも高い。シャリーア警察官の中には、姦通規則を解釈するにあたって、静かな場所で結婚又は関係していない異性と座って会話する行為を、たとえその異性同士が親密関係にあることを示す証拠がない場合であっても、禁じていると解釈する者もいた。また、性的暴行に係る規則が導入された時点でアチェ州におけるもっとも一般的な性的暴行の形態は配偶者強姦であるという事実があったにもかかわらず、その地元規則では特に、配偶者強姦を犯罪から除外している。NGOは一部の規則が幅広い表現を用いていると主張している。たとえば、それがどのようなものを指すかを定義せずにイスラム的服装を義務付ける規定は、個人に隣人の服装を裁くことを促すことで自警主義を奨励している。

3.33 2017年初め、憲法裁判所はシャリーアに基づくものを含め、地域の細則を撤回する中央政府の能力を削ぐ2つの判決を下した。これまで、(2014年) *地方自治体法 (Law on Local Government)* に基づき、内務省 (Home Ministry) と各州知事は公益に関する中央政府の規則に違反する地元規則を無効にする権限を有していた。2016年6月、ウィドド大統領は政府が3,143の地元規則を無効にしたと発表した。これは主に、これらの規則が投資を妨げていたと考えられたからである。その後、内務大臣 (Minister for Home Affairs) はシャリーアに触発された策定された全ての規則を政府は一切無効にしなかったことを確認した。人権活動家は、憲法裁判所の2017年判決が国内の他の地域でシャリーアに触発された規則の数の増加をもたらすとともに、既に実施されている規則がより厳格に執行されるのではないかと懸念を表明してきた。2017年12月現在、DFATはこのような懸念が現実化した事例

を認識していない。

3.34 シャリーアに基づくアチェ（及びその他の地域）の地元規則は女性、少数派及びLGBTIの人々を差別する効果を有しているとDFATは評価している。

キリスト教徒

3.35 キリスト教はイスラム教に次ぎ、インドネシアで2番目に大きい宗教である。2010年国勢調査でおよそ2,400万人のインドネシア人が自らの宗教をキリスト教徒（プロテスタント、カトリックの両宗派を含む）と記載している。キリスト教徒はインドネシアの全域に居住しているが、キリスト教は東部の諸州で最も強大である傾向があり、パプア両州、東ヌサ・トゥンガラ（East Nusa Tenggara）及び北スラウェシ州はキリスト教徒人口が多数派を占めている。インドネシアのキリスト教徒はカトリックよりもプロテスタントの方が多いが、一部の地域（フローレス（Flores）島など）はカトリックが大勢を占めている。現ウイドド内閣には、5人のキリスト教徒（プロテスタント4人とカトリック1人）がいる。また、キリスト教徒の知事は現在5人（西カリマンタン州と東ヌサ・トゥンガラ州はカトリック、北スラウェシ州、パプア（Papua）州及び西パプア（West Papua）州はプロテスタント）いる。前ジャカルタ特別州知事はプロテスタントであった（宗教の冒涇/中傷を参照）。

3.36 キリスト教徒は公認宗教のメンバーとして、一般にインドネシア全域でその信条を自由に実践することができる。しかしながら、一部の地域、特に強硬派イスラム集団の影響力がより大きい地域（アチェ州、東及び西ジャワ州の一部の地域など）に住むキリスト教徒は、教会の強制封鎖や教会サービスの妨害を通じてなど礼拝を行うのを禁じられることがある。一部の事例の場合、キリスト教徒コミュニティは裁判所命令の支持など地方自治体から保護を受けるに当たって困難に直面してきた。2017年、宗教の自由に関する米国委員会（United States Commission on International Religious Freedom）は、西ジャワ州のボゴール（Bogor）で、地方自治体職員が保守系イスラム教徒から圧力をかけられた後、教会の許可を一時停止したという2008年の事件を報告した。この教会は、2010年に最高裁判所（Supreme Court）がその再開を命じたにもかかわらず、閉鎖されたままであった。2016年の終わりに、両当事者は、教会敷地にモスクを建設するという条件で教会を再開することができるという合意に達したと伝えられている。

3.37 イスラム国により刺激を受けた集団によるものを含め、低レベルのテロ攻撃がキリスト教徒に対して行われたが、このような攻撃は稀であり、かつ、機に便乗したものや、散発的なものになる傾向があった。

3.38 宗教の冒涇/中傷の項及びインドネシア華僑の項で記述した通り、強硬派集団は2016

年終わりに大勢のデモ参加者を動員するための手段としてアホックの宗教及び民族性を利用した。アホックの有罪判決により、宗教的動機に基づく反動がキリスト教徒コミュニティに対して起きるのではないかという懸念が提起されたものの、深刻な事件はその後発生しなかった。

3.39 キリスト教徒が多数派を示す地域に住むキリスト教徒は公的又は社会的差別に直面しないとDFATは評価している。保守系イスラム教徒が多数派を示す地域に住むキリスト教徒は、礼拝を妨害されるという形態で、低リスクではあるが社会的差別に直面している。しかし、このリスクに暴力が含まれる可能性は低い。キリスト教徒がテロ攻撃を受けるリスクは他のインドネシア人が抱えるリスクより高くはないとDFATは評価している。

アフマディー教団（アフマディー教徒）（Ahmadiyah (Ahmadis)）

3.40 およそ40万人のアフマディー教徒がインドネシア、特に西ジャワ州に住んでいるが、推定人口にはかなりばらつきがある。アフマディー教は、19世紀に創設されたイスラム教の分派である。アフマディー教徒はイスラムの5本の柱を遵守し、コーランに従って礼拝し、また、イスラム教徒であると自認している。しかしながら、アフマディー教徒は、その創設者が預言者の霊を具現化した化身として現れ、ムハンマドを継承したと信じている。この信仰は、ムハンマド以後に預言者が出現する可能性を認めていない伝統的なイスラム教義と異なる。インドネシアのアフマディー教徒は、イスラム教徒であると自認する行為を止めさせようという一貫した圧力に直面している。

3.41 国家、州及び地区レベルで講じられている複数の措置が、その宗教を信奉する又は広めるアフマディー教徒の能力を制限している。2005年、ウラマー評議会（Ulema Council）はアフマディー教団の教義を異端であると宣言するファトワ（*fatwa*：布告）を発出し、全国規模での活動禁止を要請した。政府は2008年、アフマディー教徒に礼拝を続けることを認めるが、その教義を広めることを禁止し、これに違反した場合は5年以下の懲役刑を科すとした共同省令（Joint Ministerial Decree）を発出した。複数の州はアフマディー教徒の全ての活動を禁止し、アフマディー教徒向けモスクの閉鎖を命じた。西ジャワ州ではスンニ派から強い圧力があり、当局は日常的にアフマディー教徒向けモスクを閉鎖するようになった。西ジャワ州以外の地域（ジャカルタを含む）の方がアフマディー教徒向けモスクは一般に利用しやすいとDFATは理解している。

3.42 地方（州又はその下部行政区域）政府は法と秩序に責任を負っているが、憲法は地方政府が宗教問題に干渉してはならないと明記している。これに対し、アフマディー教徒の活動は地方の社会的秩序に対する脅威に相当し、したがって地方政府の管轄権の範囲内に入ると複数の地方政府は論じてきた。アフマディー教徒は、地方規則が宗教問題に関する

中央政府の権能を侵害していると主張している。2008年の共同省令により設定された法的状況は不明確である。共同省令はアフマディー教団を合法的な機関として認定し、礼拝の権利を認めると同時に、その教義を広めることは禁じており、何が認められ、何が禁じられているのかを明確に記載していなかった。

3.43 近年、人々の集団がアフマディー教徒のモスクと礼拝者を攻撃している。たとえば、2011年2月、バンテン (Banten) 州において、ある集団がアフマディー教徒3人を撲殺した。また、2006年に暴徒がアフマディー教徒を自宅から暴力的に強制退去させた後、アフマディー教徒は西ヌサ・トゥンガラ州内で国内避難したままになっている。極度の身体的暴力を伴う事件は一般に、現在起きているというよりも過去に起きたものである。しかしながら、アフマディー教徒は、暴力的な集団が金曜日の礼拝中にモスクへ入るのを妨害しており、警察は一切又はほとんど支援を提供しないと報告し続けている。中には、アフマディー教徒がイスラム教徒と自認するのを拒絶している地方自治体においてIDカード（所有者の宗教が記載されている）を取得するのに困難を感じていると報告したアフマディー教徒もいた。このため、医療を含む政府サービスを利用するアフマディー教徒の能力が制限されてきた。

3.44 アフマディー教徒は、その教義を自由に実践するのを制限し、場合によっては、IDカードを交付しないことでアフマディー教徒が政府サービスを利用するのを妨げる国、州及び地区レベルの規則という形態で、低リスクではあるが公的差別に直面しているとDFATは評価している。保守系イスラム教徒が多数派を占める地域に住むアフマディー教徒は、身体的及び言語的脅迫、嫌がらせ、礼拝所の利用を妨害する行為などが含まれる可能性のある社会的差別に直面するリスクが中程度である。

シーア派

3.45 米国国務省は、100~300万人のシーア派イスラム教徒がインドネシア（大半がジャカルタ、バンドン及びマカッサル (Makassar)）に住んでいると推定している。シーア派イスラム教の諸要素は、数世紀に亘ってインドネシアの文化的及び宗教的アイデンティティの一部となってきたおり、スンニ派とシーア派の関係は歴史的に見て平和的であった。しかしながら、アフマディー教団と同様に、シーア派は民主主義時代に、イスラムの「逸脱した」形態を実践しているとして、保守系及び強硬派スンニ派組織の攻撃的になってきた。シーア派に対する差別は、身体的及び言語的脅迫、嫌がらせ、シーア派教徒住宅への投石、オンライン上での中傷など様々な形態を取ってきた。唯一のシーア派議員は、2014年4月の議会選挙に至るまでの期間、中傷キャンペーンの標的になった。2015年10月、バンドン市長はアシュラ[Ashura]（シーア派イスラム教徒の最も神聖な行事）の記念式典を禁止し、抗議参加者もバンドンの祝賀会を妨害した。

3.46 2012年8月に広く報道された事件では、西ジャワ州マドゥラ (Madura) でおよそ500人がシーア派コミュニティの住民を襲撃し、1人が死亡、数人が負傷する事態となった。米国国務省によると、この事件が起きたため、およそ300人が家を追われたままになっている。しかしながら、DFATは近年にこのレベルの深刻さを持つ事件が他にも起きているとは認識していない。

3.47 保守的なスンニ派イスラム教徒が多数派を占める地域に住むシーア派は、身体的及び言語的脅迫、嫌がらせ、礼拝所の利用を妨害する行為などが含まれる可能性がある社会的差別に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。このリスクはアフマディー教徒が直面しているリスクと同程度である。

ヌサンタラ・ファジャール運動 (ガファタール)

3.48 *ヌサンタラ・ファジャール運動 (ガファタール)* は、イスラム教、キリスト教及びユダヤ教の教義を組み合わせたイデオロギーである「ミラー・アブラハム (Millah Abraham)」の宗教的信条を信奉することに専心した霊的及び社会的運動であった。その信奉者によると、*ガファタール*のメンバーは、宗教的儀式を一切行わず、ミラー・アブラハムのイデオロギーを動機付けとして利用し、環境保護や医療イニシアティブ (献血運動など) を推進した。*ガファタール*はピーク時にインドネシア各地の小規模なコミュニティに住むおよそ12,000人のメンバーを抱えていたと伝えられている。

3.49 インドネシア人の多くは、*ガファタール*が複数の教義を組み合わせていることから、ミラー・アブラハムのイデオロギーを異端であるとして拒絶している。2016年初め、*ガファタール*のメンバーの親戚が、*ガファタール*は誘拐や強制募集に関わっていると訴えたことをメディアが報じたことで、公衆の疑いと敵意が高まった。

3.50 2016年1月、西カリマンタン州で地元住民が*ガファタール*の構内を略奪し、破壊した。治安部隊は介入しなかったと人権団体は主張している。この襲撃を受けて、政府職員は少なくとも2,000人の*ガファタール*メンバーを非公式な拘留センターに収容した後、ジャワ州の複数の場所に移送した。メンバーたちは、「真の宗教の道に戻す」ための再教育セッションを受けさせられたと主張した。当局はIDカードを没収し、返却しなかったと主張するメンバーもいた。地元の集団は、同集団が所有する土地と破壊された*ガファタール*の建物を当局が外国開発業者に売却し、同集団に補償金を一切提供しなかったと主張している。*ガファタール*のコミュニティによると、当局は同様の状況にある東、西及び北カリマンタン州の様々な場所からも最多で8,000人の*ガファタール*メンバーを強制的に退去させた。

3.51 2016年2月、宗教大臣、司法長官及び内務大臣は正式にガフアタールを禁止する共同省令（No. 93/2016）を発出した。共同省令はガフアタールの元メンバー又は支持者がイスラムの基本的な教えから逸脱する教義に係る活動を行い、また、その教義を広め若しくは解釈することを禁じている。裁判所は2016年3月、ガフアタールの指導者3人に対し、刑法第156条第(a)項に基づき冒瀆罪で有罪判決を下し（宗教の冒瀆/中傷を参照）、懲役3~5年の刑を言い渡した。2017年11月現在、判決は控訴された状態にあった。なお、同裁判所は3人の国家反逆罪については無罪判決を下した。

3.52 メディアが共同省令を大きく報道したことや、共同省令の発出に至るまでに起きた様々な出来事が、異端としてガフアタール集団に異端の烙印を押す効果をもたらし、元メンバーが雇用と住宅を確保して生活を再構築しようとする努力を妨げた。DFATは、ガフアタールの元メンバーがガフアタールに属していたという理由で社会的差別に直面した事例を認識していない。

3.53 ガフアタールの元メンバーはその教義を自由に実践できず、仮に実践しようとした場合は、公的差別、逮捕、勾留及び起訴に晒される危険があるため、公的差別に直面するリスクが高いとDFATは評価している。また、ガフアタールの元メンバーは、同集団に異端のレッテルが貼られたことで、職と住宅を確保するメンバーの能力が著しく削がれているため、社会的差別に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。

政治的意見（実際又は帰属）

3.54 インドネシアはポスト新秩序時代に、政治とメディアの世界で多元主義を確立し、複数回に亘って平和的な権限移譲を行うなど民主主義の側面で印象的な進展を遂げてきた。憲法第28E条及び第29条は、宗教を実践する自由、良心に従って見解と思想を表明する自由、結社の自由、集会の自由、意見を表明する自由及び自らの宗教又は信条に従って礼拝する自由をインドネシア人に保証している。

3.55 しかしながら、實際上、これらの権利を行使するに当たっては制限がある。名誉毀損、中傷、侮辱（大統領及び副大統領に対するものを含む）、公の場で共産主義の教義を広める行為など様々な非暴力的犯罪には長期に亘る懲役刑が科される。

3.56 表現の自由は複数の問題に関して制限されている。このテーマは本報告書の関係セクションで詳細に論じられている。問題の中には、6つの公認宗教以外の宗教的表現（宗教を参照）、分離独立主義を公の場で支持する表現（分離独立主義派を参照）、国家機関と建国イデオロギーであるパンチャシラに対する批判（パンチャシラを参照）、共産主義の推進（市民社会団体（CSO）を参照）及びLGBTI関連問題の推進（性的指向及び性同一性を

参照)が含まれている。

分離独立主義者

3.57 インドネシア政府は歴史的に、国の領土の一体性を脅かす政治的運動に対して断固たる姿勢を取ってきた。分離独立活動に従事する個人は、刑法第106条に基づき懲役15年の刑が科される「反逆」罪で起訴される可能性がある。「地域シンボル」に関する政府規則77/2007は分離独立主義派のシンボルを誇示することを禁じており、特にアチェ州、南マルク及びパプア2州で分離独立運動が使用している旗を列挙している。

3.58 2005年にインドネシア政府と自由アチェ運動 (GAM : Free Aceh Movement) の間で締結された和平協定は事実上アチェ族の分離独立という問題を解決しており、GAM指導層の多くの著名なメンバーが現在アチェ州政府のメンバーになっている。アチェ州議会は、同州の公式フラグである「三日月」旗を違法とする規則を可決した。これは論議を呼んでいる。中央政府は州旗を認めないと繰り返し発言してきているが、DFATは州旗を掲げる者がその後逮捕された又は差別に晒された事例を認識していない。以前にGAMに属していた人々が公的差別に晒されることはないとはDFATは評価している。

3.59 インドネシア東部にあるマルク諸島は、北マルク州とマルク州に分かれている。1950年、キリスト教徒が多数派を占める南マルクが南マルク共和国 (Republic of South Maluku) として独立することを宣言した。インドネシア軍が反乱勢力を鎮圧したが、散発的な武力闘争が1963年まで続いた。亡命中の政府は引き続きオランダに存在しているが、独立の迫及を断念したと伝えられている。米国国務省によると、少なくとも9人のマルク分離独立主義者が現在、反逆罪及び禁じられた南マルク共和国の国旗掲示と独立要求に関係した罪で長期に亘る刑期を務めている。禁止されている国旗の掲示を含め、インドネシアからの分離独立を公然と提唱する南マルク人は、国家反逆罪を含む可能性があるハラスメント及び法的制裁という形態での項リスクの公的差別に直面しているとDFATは評価している。

パプア2州における分離独立主義派

3.60 オランダはニューギニア (New Guinea) 島の西半分、現在はパプア州と西パプア州 (「パプア2州」) になっている地域を1949年に独立した新たなインドネシア国家に含めることを拒絶した。しかしながら、インドネシアは、前オランダ領東インドの継承国であるという理由で両州をインドネシアとは不可分の固有の部分であるとみなした。その後、1962年に協定が締結されて両州の支配権を1963年にインドネシアへ移す方向性が決まり、パプア両州の住民がインドネシアの領土内にとどまることを選択するか、あるいは民族自決の道を求めるかは最終的に住民投票で決定すると同協定で定められた。1969年、インドネシア政府は、国連 (及びオーストラリア) が認めたプロセスである「自由選択行動」に投票

するための部族民代表を1,022人指名した。投票の結果、全会一致でインドネシアへの統合が支持された。

3.61 新秩序体制は、パプア2州（以前はイリアンジャヤ（Irian Jaya）として知られていた）を統治するために治安を第一とするアプローチに従った。人権オブザーバーは、この期間中に治安部隊が犯した多数の深刻な人権侵害行為を文書化してきた。これらの行為の大半は、今もなお未解決となったままである。新秩序体制が終焉した後に、民主化と分権化の二重プロセスが進んだ結果、パプア2州に対する中央政府のアプローチが大きく変わり、歴代政権は開発の加速化にますます焦点を合わせるようになっていった。2001年、*自治特別法 (Special Law on Autonomy)* は、新秩序時代に人権侵害が行われたことを認め、パプアに対し、開発を促進するための追加財源の交付を含め、多岐に亘る正式な政治的、経済的及び文化的権利を与えた。

3.62 2002年から2014年にかけて、パプア2州は中央政府からおよそ570億豪ドルを受け取った。この金額はインドネシアの他のどの地域よりも（絶対額で）多い。ウィドド大統領はパプア開発を政府の重要な優先課題であると特定し、幾度もパプアを訪れた。今日までの政策成果として、生活必需品価格の下落、輸送インフラの改善及び教育利用の向上が挙げられる。また、ウィドド大統領は、多数の政治犯を釈放し、より高いレベルでの寛容性を奨励してきた。

3.63 パプア族は現在、パプア2州と両州内の地区を主導しており、地方議会はパプア族代表が多数を占めている。また、現在、中央政府にはパプア族の閣僚が1人いる。

3.64 パプア2州は荒涼とした地形で、インフラも限られているため、基本サービスを提供する政府の能力は、特に遠隔地や地理的に厳しい高地地域において劣っている。中央政府は現在、北岸及び南岸を高地及び西パプア州と繋ぐ一連の幹線道路を建設中である。

3.65 国家の資金拠出額は増えたものの、パプア2州は依然として、様々な開発指標、特にインフラ、教育及び医療に係る指標に関して、インドネシアで最低の地域の中にランクされている。パプア州の学校入学率の一部はインドネシアで最低であり（2014年の後期中等教育レベルでは、全国平均が78パーセントであるのに対し、42.5パーセント）、成人識字率も最低である（2012年では、全国平均が4.5パーセントであるのに対し、36パーセント）。パプア州の保健指標は劣っている。パプア人は、最高率の全体早期死亡率、母性及び乳幼児死亡率、HIV/AIDS・結核のまん延率及び栄養失調状態に苦しんでいる。パプア2州にはハンセン病、フィラリア症（象皮病）及びインドネシアの他の地域ではほぼ撲滅したイチゴ腫といった疾病が依然として存在している。

3.66 信頼できる統計を入手することは困難であるが、パプア2州において非パプア人は少なくとも総人口の40パーセントを占めている他、多くの都市部でも多数派を構成しているという推定をDFATは信頼できるものと評価している。パプア2州への移住プログラムは2015年に終了したが、一部のパプア族インドネシア人は、群島の他の地域を出身地とするインドネシア人の存在を嫌悪している。

3.67 パプア2州の治安情勢は新秩序時代以来改善してきたものの、相当な規模の警察や軍が依然として存在している。治安部隊が犯している人権侵害に係る報告は継続している。国家人権委員会（Komnas HAM）コミッショナー（Natalius Pigai）の2016年3月付報告書により、パプア2州では2014年12月以来、治安職員が関わる「逮捕、虐待及び殺害」事案が少なくとも700件起きていることが明らかになった。

3.68 パプア独立支持者は、広く捉えて次の3つのグループに分けることができる。

- － 「自由パプア運動（OPM : Free Papua Movement）」の武装部門と自認する複数の小規模な低能力の武装集団。これらの集団は相互に完全に独立した状態で活動しているように窺える。これらの集団の活動は警察又は軍の標的に対する散発的な低レベルの攻撃に限定されている。これらの集団は主に高地とパプア・ニューギニア（Papua New Guinea）との国境地帯を拠点としている。
- － 少数の強硬派政治活動家。これらの活動家は積極的に独立を問う住民投票の実施を求めている。これらの活動は、歴史的に多数の派閥に分かれて行われてきた。
- － 現状に不満を抱いているパプア族。これらの人々は独立への支持を表明する可能性があるが、暴力に従事する可能性は低い。

3.69 インドネシア当局は、独立支持者の最初の2グループに対して強い姿勢を示している。OPMグループと治安部隊の間の暴力的衝突により、市民、治安部隊（警察及び軍）及びOPMメンバーが死亡する事態が起きた。インドネシア全国暴力監視システム（Indonesian National Violence Monitoring System）によると、2011年から2014年にかけてパプア州で分離独立紛争に係る事案が152件起き118人が死亡、188人が負傷する一方、西パプア州では同じ時期に6件の事案が起き、4人が死亡、28人が負傷した。

3.70 政治的な独立支持運動は、2016年後半にインドネシア全域に亘って決起集会を複数回開いた。12月1日（1961年に金星旗（Morning Star flag）を最初に掲げた日の周年記念日）、数百人がジャカルタに集まり、独立を問う住民投票を求めた。警察は放水銃を使用して群衆を追い散らし、100人以上の抗議参加者を逮捕したが、24時間以内に大半を釈放した。活動家は12月10日（国際人権デー）に高地の町のワメナ（Wamena）で、また、（イ

インドネシア軍がパプアをオランダ支配から奪還する作戦を開始した日の55周年を記念して) 12月19日にインドネシアの様々な場所で、更なる決起集会を開いた。全ての事案において、警察はイベントに至るまでの間及びイベントが行われている間、大量逮捕で対応した。警察は西パプア州の州都マノクワリ (Manokwari) で11月26日、12月1日に抗議行動を宣伝するパンフレットを配布したとして活動家14人を逮捕する一方、12月9日にはパプア州の州都ジャヤプラ (Jayapura) で「金星」の独立旗をスプレーで吹き付けたとして活動家18人が国家反逆罪で勾留された。

3.71 人権団体が2016年に報告したところによると、パプア2州出身の51人は、禁止されている分離独立主義者のシンボル(「金星」旗を含む)の掲示に関する行為で国家反逆・陰謀法に基づき収監されており、その多くは長期懲役刑に服していた。また、国内NGOの報告によると、治安部隊はパプア2州で行われる大半の公開及び私的イベントに参加し、出席者の写真を撮り、威嚇の手段として治安部隊の存在を利用した。さらに、他の人権団体の報告書では、治安部隊が活動家、弁護士、学生及び外国人訪問者(2017年4月に訪問した健康を享受する権利に関する国連特別報告官を含む)も監視したと主張している。

3.72 監視に関する主張はあったものの、国内NGOはパプア人が一般に独立住民投票の見通しと恩恵について自由に議論することができる一方、多くの活動家はパプア2州で選挙に立候補することも、支障なくインドネシアを入出国することもできると報告している。複数の著名なパプア組織、活動家、及びコミュニティと教会の指導者は独立住民投票に対する支持を公然と表明してきており、その行為が何らかの結果を招いたようには窺えない。

3.73 禁止されている旗の掲示などを含め、公然とかつ積極的にインドネシアからの独立を要求するパプア独立擁護者は、公的監視、ハラスメント及び法的制裁(国家反逆罪が含まれる可能性がある)という形態での公的差別に直面するリスクが高いとDFATは評価している。独立を支持しているが、独立運動の積極的な参加者ではない一般のパプア人は公的制裁に直面する可能性が低い。

利害関係集団

市民社会団体 (CSO)

3.74 インドネシアには、新秩序体制が終焉して以来大きく拡大してきた強大かつ活発な市民セクターが存在する。市民社会団体 (CSO : Civil Society Organisations) は、人権問題を含む様々な社会的、文化的、政治的及び経済的問題に関して、定期的に活動を行っている。CSOは一般に、政府から大きな干渉を受けることなく活動を行うことができる。当局は一般に集会の自由を支持しており、ジャカルタや他の都市では平和的な抗議行動が普通

に見られる。労働者は独立した労働組合に加入することができ、団体交渉することができ、また、（公務員を例外として）ストライキを行うことができる。

3.75 しかしながら、特定の問題に取り組んでいる団体は、政府の監視と他の妨害行為（脅迫やハラスメントを含む）を経験したと報告してきた。性的指向及び性同一性の項で記述した通り、LGBTIの擁護団体は、警察が同団体のイベントを中止させる傾向が高まってきていると報告している。分離独立運動、特にパプアの分離独立主義派と繋がりがあある組織は、当局から否定的な注目を集める及び又は公的制裁を加えられる可能性が高い。1965~66年の反共産主義者追放運動中は、公式及び非公式な検閲が長期に亘って行われていた（近年の歴史を参照）。このような問題については近年、よりオープンに議論できるようになってきているものの、インドネシアの歴史においては依然として最も衝撃的で、精神的な痛手となる出来事である。当局は引き続き、イベントを強制的に中止させた。ある市民社会団体の報告によると、当局は2015~16年に、17の上映イベントと共産主義者又は1965年をテーマとする29の討論会を中止させた。東南アジア表現の自由ネットワーク（Southeast Asia Freedom of Expression Network）によると、同ネットワークが2015~16年に記録した58件の表現及び集会の自由に対する違反事案58件のうち、およそ4分の3は共産主義に関係していた。

3.76 近年、政府はCSOの活動範囲を制限するように働く複数の措置を導入してきた。

（2013年）大衆組織法（*Law on Mass Organisations*）は、全ての市民及び宗教CSOに対し、政府に登録し、その活動に関して定期的な検証を受けるよう義務付けている。同法はCSOが行う活動の種類を制限し、運営するために正式な政府の許可を得るよう義務付け、組織を解散するためのプロセスを明記する一方、CSOが冒涇を犯し、パンチャシラの原則と相反する考え（無神論及び共産主義を含む）を取り入れることを禁じている（パンチャシラも参照のこと）。2017年7月、ウィドド大統領はイスラム原理主義集団のヒズブ・タフリール（Hizbut Tahrir）の活動を禁止するため、暫定非常事態規則を発出し、まず裁判所の承認を得ることを義務付けられずに組織を解散する権限を政府に与えることにより、組織を解体する政府の権限を拡大した。議会は2017年10月にこの暫定非常事態規則を法制化することを可決した。

メディア

3.77 インドネシアにおける報道の自由は、民主主義時代に幅広く拡大された。憲法28条は、口頭又は書面により見解を表明する権利を定めている。（1999年）報道機関法（*Press Law*）は、報道機関の原則、機能、権利、義務及び役割について概説している。同法第4条は、報道の自由を保証し、検閲又は放送制限を禁じている。しかしながら、實際上、特に政治的意見（実際又は帰属）の項で概説した主題に関して、報道の自由を妨げる可能性が

ある法律面及び規制面の制限が幾つかある。パプア2州における人権問題を報道しようとするジャーナリストは、厳格な監視と威嚇に晒されていると主張する一方、外国人ジャーナリストは訪問許可を得る上で規制面の障壁に直面している。大統領を公然と又は個人的に批判する行為は、反パンチャシラ（国家を非難する行為）であり、扇動的であるとみなされ、書籍と映画は、猥褻又は冒瀆的な内容とされるものがないかどうかを検証するため、検閲と自己検閲の対象となる。フリーダム・ハウス（Freedom House）は、2017年の「世界の自由度」及び「インターネット上の自由」でインドネシアを「やや自由」にランク付けた。ただし、このランクは東南アジアにおける他の多くの国々よりも高かった。

3.78 インドネシアのメディア部門は、新秩序体制が終焉を迎えて以来、大幅に拡大してきた。現在、インドネシアには数百のテレビ局（ケーブルTVを含む）、2,000以上のラジオ局、1,000の新聞及び多数のウェブベースのメディア支局がある。6つの主要なメディア・コングロマリットがこれらのメディア支局の大半を所有し、運営している。レポーターの数は新秩序体制時のおよそ15,000人から、2017年には少なくとも10万人にまで増えている。インドネシア人の40パーセントのみがソーシャル・メディアを利用しているに過ぎないが、こうした人々の熱意がインドネシアをフェイスブック及びツイッターの利用に関して上位5か国にまで押し上げてきた。インターネット普及率は、全国で51パーセントにまで増加してきた。ソーシャル・メディアは、政治的及び社会的問題に関する意識を向上させる上で、また、大量の人々を動員する運動を展開する上で、ますます重要な役割を担ってきている。ライセンス許諾に係る規則は厳格であるが、不均一に執行されており、多くのテレビ局やラジオ局は違法に営業している。

3.79 報道機関法は、ジャーナリストに対する保護を明示的に規定しており、ジャーナリストを身体的に攻撃する者は誰であっても、2年以下の懲役刑及び5億IDR（5万豪ドル）以下の罰金刑を科される。しかしながら、メディア擁護団体は、この2年間、ジャーナリストに対する攻撃事件が増えていると報告してきた。独立ジャーナリスト連合（AJI : Alliance of Independent Journalists）は、このような事案が2014年に40件、2015年に42件起きたのと比較して、2016年には78件は発生したと報告している。AJIは、襲撃者が裁きを受けた事件はほんの数件に過ぎないことに気付いた。近年に起きた注目度の高いジャーナリスト襲撃事件には、以下が含まれる。

- － メダンの空軍基地近くの住民による土地の権利に関する抗議行動を報道していた新聞記者を兵士が襲撃した。この事件で、新聞記者は殴打され、蹴り上げられ、携帯電話を押収された。
- － 2016年10月に起きた交通事故を撮影していたテレビ記者を兵士が襲撃した。この事件で、テレビ記者は殴られ、脅され、カメラとメモリーカードを破壊された。
- － 2月にジャカルタで開かれた選挙決起集会を報道しようとしていたジャーナリスト2人

をイスラム教徒のデモ参加者が襲撃した。この事件で、ジャーナリストは殴打され、蹴り上げられ、水筒と竹竿で打たれ、集会場所から追い払われた。

3.80 (2008年) 電子情報・取引 (ITE) 法 は、インターネット統治のための基盤を提供しており、表現の自由に相当な制限を課している。同法に基づき、当局は「礼節に反する」又は「侮辱及び/又は中傷」に相当するオンライン資料を伝送又は配信する行為で個人を起訴することができる。2016年9月、英字日刊紙のジャカルタ・ポスト (Jakarta Post) は、2008年以来、およそ179人ー平均して1か月当たり4人ーがオンライン中傷の罪で起訴されてきていると推定した。これらの事件のうち、36パーセントについては告発された中傷罪に政府に対する批判又は汚職に関する報告が関係しており、40パーセントについてはサービスに不満を表明する個人が関係していた。信頼できるメディア情報筋はDFATに対し、中傷罪については公判前に勾留される恐れがあるため、ジャーナリストは報道に際して自己検閲を実施するようになる可能性があると言った。

3.81 2016年10月、DPRはインターネットのコンテンツを管理する政府の権限を強化する一連のITE改正法案を可決した。重要な改正内容には、裁判所の承認を得ずに又は他の政府の承認プロセスを経ずにコンテンツを阻止できる民間人捜査官の権限の強化及び「ネットいじめ」の犯罪化 (4年以下の懲役刑が科される) が含まれる。また、改正法案は、「ネガティブ・コンテンツ」の排除 (ウェブサイトのブロックを含む) を通じて公益を保護する特別権限を政府に与えている。同法自体はネガティブ・コンテンツが何を含むのかを定義していないが、省令19/2014は2つの基準ーポルノグラフィー及び「その他インドネシア法令と矛盾する違法活動」-を提示している。ウェブサイトは、公衆からの苦情、他の政府機関 (警察を含む) からの報告、及び通信技術省 (Ministry of Communications and Information Technology) による内部調査に基づいてブロックすることができる。ウェブサイトのブロックに関して司法の監督は一切なく、一度ブロックされたウェブサイトのブロックを解除するための法的な救済措置はない。

3.82 インドネシアのジャーナリストは一般に干渉されず活動できるとDFATは評価している。しかしながら、政治的意見 (実際又は帰属) の項で概説された主題を報道しようとする場合、ジャーナリストは法的制裁又は暴力のリスクを回避するために報道を自己検閲しなくてはというプレッシャーを感じる可能性がある。オンライン上で政府を批判するジャーナリストと一般市民は、法的制裁を受けるリスクが中程度である。

女性

3.83 女性はインドネシア社会のあらゆる分野に参加している。インドネシアでは、これまで女性の大統領 (メガワティ・スカルノプトゥリ (Megawati Soekarnoputri)) が誕生し

ている他、現在の内閣には、国内初の女性外務大臣（Foreign Minister）をはじめ（34人中）9人の女性閣僚が含まれている。しかしながら、社会的、文化的及び宗教的障壁により、女性が参加する範囲は限られている。インドネシアは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場への参加という3つの側面における達成度に関して女性と男性の間の不平等を映し出す合成指標であるUNDPの（2015年）ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）で（188か国中）113位にランク付けされた。

3.84 政府は女性の権利を推進するために様々な取り組みを行ってきた。インドネシアは、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための法的基盤である「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」を批准した。身の安全、労働力への参加、女兒の通学義務など多くの側面で女性に相当な法的保護が与えられている。2000年大統領令は全ての政府機関に対し、計画立案及び予算計上プロセスの中にジェンダーを主流化（ジェンダー・メインストリーミング：男女平等の考え方を取り入れること）するよう義務付けた。しかしながら、国内NGOは、実務において才能のある女性を見出すことあるいはスキルを開発することに対する取り組みはほとんど行われていないと報告している。アチェのシャリーアの項で記述した通り、アチェ又は他の管轄区域で実施されているシャリーアに基づく規則は、女性の憲法上の権利を侵害している。

3.85 2008年法は政党の候補者及び理事会メンバーの30パーセントは女性でなければならないと規定しているものの、国民議会で女性が占める議席の比率は、過去5年間に亘りおよそ17パーセントで固定していた。これは、政治が男性の職業であるという公衆の見方をある程度反映している。女性候補者は、選挙運動のための資金支援を得るに当たって、また、政党リスト上で勝算のあるポジションを確保するに当たって相当な困難に直面している。

3.86 経済が着実に成長し、都市化が進んでいるにもかかわらず、労働力への女性の参加は、ここ数十年間、50パーセントを若干超えたところで停滞している（これに対し、ベトナムでは73パーセント、タイでは64.3パーセントとなっている）。参加率が最も低いのは、既婚女性と児童を抱えた女性である。文化的規範も、産業の強固な性差別に一役買っている。労働力として参加している女性の大部分は、非公式経済、特に農業、商業、小売業など低賃金、低スキルの部門で働いている。雇用機会を求めて外国へ移住することは、インドネシアの女性にとって重要な所得源になる。

3.87 女性と女兒は、深刻なレベルの暴力と他の有害な慣行に苦しんでいる。インドネシア中央統計庁（Central Statistics Agency）が2016年に全国を対象として実施した調査により、インドネシアの女性の5人に2人は、一生の間に身体的、性的若しくは感情的又は経済的暴力を経験する一方、16パーセントは前年に少なくともこれらの形態の一つの暴力を経

験していることが明らかになった。15~64歳の女性の33パーセント以上が一生の間に身体的又は性的暴力を経験し、既婚女性のおよそ4分の1が夫の手による暴力を経験した。また、この調査で、都市部に住み、より高いレベルの学業成績を収めている女性は、農村部に住む女性よりも、経験した暴力を届出る可能性が高いことが判明した。

3.88 「女性に対する暴力に関する国家委員会 (National Commission on Violence against Women)」によると、輪姦を含む最も性的な暴力は辺鄙な地域な村落で発生している。被害者の多くは、文化的な烙印を理由に強姦を届出ることを躊躇っている一方、立証に伴う高い負担と脆弱な法的定義が強姦犯や他の性犯罪者の起訴を困難にしている。警察は性的暴行を捜査する際、被害者の服装や行動に焦点を合わせるが多いと伝えられている。

3.89 インドネシアは過去30年間に亘って児童結婚の数を減らす上で著しい進展を遂げてきた。しかしながら、女兒6人のうち、少なくとも1人が今もなお18歳未満で結婚する一方、スラウェシ島やカリマンタンでは、この数値が3人に1人となる。農村地域や貧しい出の女兒は、特に早期又は強制結婚の対象にされやすい。両親の同意を得た結婚が許される女兒の法定年齢を16歳（男子は19歳）に設定している婚姻法と如何なる状況であっても18歳未満での結婚を禁じている（2014年）*児童保護法 (Child Protection Law)*の間には矛盾がある。両親は娘が何歳であっても、その結婚の許可を得るために地区レベルの宗教的裁判官又は結婚担当職員に嘆願することができ、裁判官は通常そのような嘆願を認める。

3.90 インドネシア女性の大半は、宗教及び社会経済的レベルの如何を問わず、長きに亘って維持されてきた伝統的価値とジェンダーロール（男女の性別による役割分担）が依然としてコミュニティ及び労働力への女性の参加を制限しているという点で、社会的差別に直面するとDFATは評価している。

女性性器切除 (FGM/C)

3.91 女性性器切除 (FGM/C : Female Genital Mutilation/ Cutting) はインドネシアで実践されている。大半の場合、伝統的な助産師が「象徴的な」処置を取る。この中には女性性器切除も含まれることがある。一部の事例の場合、この慣行は女性の外性器の一部又は全ての除去を伴う可能性がある。UNICEFは2016年、およそ6,000万人のインドネシア人女性が何らかの形態のFGM/Cを受け、このうちの半数は11歳未満の女兒であったと報告した。インドネシア保健省 (Indonesian Ministry of Health) の2013年全国基礎的健康調査 (National Basic Health Survey) を参考にした同調査により、FGM/Cは社会経済的階層やあらゆるレベルの教育に亘って行われていることが明らかになった。宗教的信条や伝統が原動力となって、この慣行が引き続き広く行き渡っている。明確さに欠ける国内規則、寛容な地域規則、医療化の高まり、この慣行を支持する宗教的教えが全て、FGM/Cの慣行

が継続される原因となってきた。

3.92 FGM/Cを禁止する取り組みは、宗教指導者からの猛烈な反対に直面してきた。2006年、MOHは医療従事者がFGM/Cを行うのを禁じる政令を発出した。しかしながら、インドネシアにおけるイスラム教の最高位聖職者団体がFGM/Cを神聖なものであると形容し、これを禁じることはシャリーアに反するとした宗教令を2008年に発出するという保守的な反動を招く結果となった。これを受けて、MOHはライセンスを許諾された医師、助産師及び看護師がFGM/Cを実践するのを認めるもう一つの政令を2010年に発出した（2014年に撤回された）。2010年政令は、FGM/Cが一層深刻さを増す原因となった。伝統的な助産師は長年に亘り、身体に危害を全く又はほとんど及ぼさない形で象徴的な処置を取ってきたが、医療機関の専門家は、外科的に女性の外性器の一部又は全てを外科的に除去する可能性がより高い。医療提供者は、女性の陰核切除を予防接種など他のサービスと一緒にした出産パッケージの一部として位置付けてきたと伝えられている。MOHは2014年に2010年政令を撤回したものの、FGM/Cは依然として合法であり、引き続き行われている。

性的指向及び性同一性

3.93 刑法（Penal Code）は、同性愛行為又は同性愛そのものを犯罪としていない。しかしながら、複数の国内法は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）コミュニティを差別している。これらの法律の中には、結婚を男性と女性の間のみに限定している婚姻法、同意に基づく同性間の性行為を描写したメディアの制作物を犯罪とし、そのような活動を社会規範から逸脱した行為として分類する（2008年）ポルノグラフィ法（*Pornography Law*）、身分証明カード上に男性又は女性の区分しか認めない（2013年）人口管理法（*Population Administration Law*）、及び養子をとる両親は同性愛カップルであってはならないと定める政府規則No.54/2007が含まれる。インドネシアは、反差別の枠組みの中で保護を与えるための理由として性的指向又は性同一性を挙げることを認めていない。

3.94 インドネシアの複数の地域規則は、LGBTIコミュニティを差別している。これらの地域規則のうち、最も深刻なのはアチェで実施されているものである。アチェのシャリーア刑法（*Criminal Code*）は、同意に基づく同性間性行為に対して、鞭打ち刑100回以下及び懲役100か月以下を科すことを認めている。2017年5月、アチェに住む男性2人は、自警団が2人の家に押し入り、ベッドと一緒にいるところを撮影した後、公の場でそれぞれ83回の鞭打ち刑を受けた（体刑も参照のこと）。差別的な規則に関する他の例としては、同性間性行為を売春と同様に犯罪としている南スマトラ州及びパレンバン（Palembang）市の条例、治安職員に対し夜間に路上で発見されたトランスジェンダーをセックス労働者とみなすことを義務付けるジャカルタの地方条例が挙げられる。

3.95 LGBTIの人々に対しては相当な社会的烙印が押されている。ピュー研究センター（Pew Research Center）が2013年に実施した調査により、調査対象となったインドネシア人の93パーセントが社会は同性愛を拒絶すべきであると考えていることが明らかになった。この烙印は、「聞くな、誰にも言うな」の精神構造を生み出す元となっている。政治家や有名人を含む数十人の著名なインドネシア人はゲイ又はレズビアンである又は家族にゲイ若しくはレズビアンがいることが「知られている」ものの、これが公の場で認められることは稀である。ゲイの男性やレズビアンには異性間結婚をすべきだというプレッシャーが相当かかっており、多くのレズビアンは「是正レイプ」の被害者になっていると伝えられている。LGBTIの人々に対する家族の暴力は普通であると伝えられている。あからさまな敵意を持っていない人々は、LGBTIの個人を治療や心理療法が必要な精神病の被害者とみなす可能性が高い。「LGBTI」という頭字語自体が、これを西洋からの押し付けだと見る多くのインドネシア人から相当な敵意を集めている。

3.96 LGBTIの人々は一般に、可能な限り警察との接触を避ける。警察は犯罪の被害に遭ったLGBTIに司法へのアクセスを提供する可能性よりも、この被害者たちに嫌がらせをする又は責めを負わせる可能性の方が高いとLGBTIの人々は考えるからである。警察がLGBTIコミュニティに嫌がらせをするに当たってイスラム教組織と結託している事案についての報告をDFATは信憑性があると考えている。職員は、暴行事件において、特に容疑者が警察と繋がりを持っている場合、LGBTI被害者からの正式な被害届を無視することが多い。

3.97 男性から女性へ性転換したトランスジェンダーの人々は長年に亘り、インドネシアの各地における伝統的な信条と文化的慣行の中で脚光を浴びてきた。しかしながら、インドネシアの多くの地域において、トランスジェンダーの人々は社会の隅に追いやられ、セックス労働者又は犯罪者という固定概念で見られており、コミュニティ、法執行機関の両方から暴力を受けやすい状況に置かれている。性転換外科手術を受けないトランスジェンダーの人々は、身分証明カードを取得するのに相当な困難に直面しており、このため、安定した雇用を得て、住宅を確保し、公共サービスや医療を利用することが困難になっている。トランスジェンダーの家族メンバーを親戚が受け入れる可能性は一般に低い。

3.98 2016年の最初の数か月間で、政府職員や国家機関が反LGBTIの修辭表現を用いる頻度が高くなった。2016年1月、研究・技術・高等教育大臣（Minister for Research, Technology, and Higher Education）は、インドネシア大学（University of Indonesia）の構内にLGBTI支援グループがいることを知った後、LGBTIは国家のモラルと規範を脅かしていると主張して、大学におけるLGBTI学生組織の活動禁止を呼び掛けた。2016年2月、国防大臣

(Minister for Defence) は、LGBTI運動の出現がインドネシアの主権を脅かす危険な「代理戦争」の一部であると警告した。同月、インドネシア放送委員会 (Indonesian Broadcasting Commission) は、児童がみだらな行動について知るのを防止するため、全てのテレビ及びラジオ局はLGBTI活動を推進する全ての番組の放送を禁止することが望ましい勧告する声明を出した。副大統領はメディアに対し、国家開発計画機関 (National Development Planning Agency : 略称BAPPENAS) がLGBTI問題に関係する全ての番組に関して、資金支援を止めるようUNDPに要請したと語った。しかしながら、同副大統領は、LGBTIの人々がコミュニティの一員であると発言し、さらに、インドネシアには同性愛の閣僚がいるとも語った。

3.99 2016年初めに高いレベルの反LGBTI修辭表現があった後、擁護団体は、LGBTIコミュニティを標的にした差別と威嚇の事件が増え、2017年まで継続したと報告した。代表的なLGBTI擁護団体が2016年の第1四半期で、これまでの数年間よりも著しく多い142件の事案を記録する一方、別の擁護団体は暴力的事案の件数が1か月平均で3~5倍に増加したと報告した。注目度の高い事案として、以下が挙げられる。

- ー イスラム教組織から苦情が申し立てられた後、ジョグジャカルタにあるトランスジェンダー向けイスラム教徒寄宿舎が2016年2月に治安上の理由で地元当局により閉鎖された。
- ー 人気のあるオンライン・メッセージングアプリが、インターネット利用者からの抗議を受けて、2016年2月にLGBTIのエモーティコン (感情アイコン) を削除した。
- ー 警察は2016年11月、イスラム教組織のメンバーが男性たちのアパートを急襲した後、南ジャカルタでセックス・パーティーを開いた嫌疑で男性13人を逮捕した。
- ー 2017年4月、スラバヤ警察は男性14人に HIVテストを受けるよう命じた他、ポルノグラフィ法に違反した嫌疑でそのうちの8人を逮捕したと伝えられている。
- ー 警察は2017年5月、男性用ジム・サウナ施設がゲイ男性のパーティー会場に利用されているという密告を受けた後、ジャカルタにある同施設を家宅捜索し、男性141人の身柄を拘束した。警察は数時間に亘って法律扶助協会の弁護士が男性たちに接見するのを禁じた。また、このうちの数人の画像とその個人情報ソーシャル・メディア上に流れた。
- ー 西ジャワ警察署長は2017年5月、LGBTIの人々を探し、処罰するために特別課を設置する計画を発表した。
- ー 2017年9月、西ジャワ警察はレズビアン嫌疑のある女性12人を民家から強制退去させたと伝えられている。
- ー 2017年10月、ジャカルタ警察はゲイ男性に人気があるサウナを急襲し、(外国人を含む) 男性60人の身柄を拘束した。警察は翌日にこの男性たちを釈放したと伝えられているが、当局はその後同サウナの雇用主とオーナーをポルノグラフィ法に基づき起訴した。

3.100 LGBTIコミュニティに対する否定的な姿勢の環境があるため、LGBTI擁護団体は活

動能力を削がれてきた。これまで、擁護団体は大半の州において、特に健康問題に関して、又は社会及び教育活動を企画するに当たって、公の場で注目度の低い活動を行うことができていた。しかし、2016年初め以降、警察は（自警団からの暴力的な攻撃から団体活動を守るためではなく）「暴力が発生するのを防止するため」、団体の活動を中止させる可能性が高いと擁護団体は報告してきた。擁護団体は、イベントを開催する許可を得るに当たって、また、会場マネージャーが予約を受入れるのを嫌がるために会場を探すに当たって、困難に直面したと報告してきた。

3.101 LGBTI擁護団体は、2016年7月にイスラム教活動家グループが憲法裁判所に提出した（とりわけ）同性愛行為に関する刑法条項の改正を求める請願書について特に懸念を表明してきた。この嘆願書が認められれば、刑法が見直され、他者と同性愛行為を営む成人は全て、懲役5年以下の刑を科されることになろう。本文書の公表日現在、憲法裁判所はこの請願書に関して結論を出していない。

3.102 性的特徴とジェンダーに関して伝統的な見方が今も継続していることから、LGBTIの人々は労働力及びより広いコミュニティに参加することを制限されているため、LGBTIの人々が社会的差別に晒されるリスクは中程度であるとDFATは評価している。LGBTIであると認識されている人々は、特に宗教的に保守的な（イスラム教徒及びキリスト教徒の）地域に住んでいる場合、暴力を受ける危険性に晒される可能性がある。LGBTIの人々がその性的特徴に基づきLGBTIの人々を差別する国内法を根拠に公的差別を受けるリスクは中程度である。アチェに住む人々は、公的及び社会的差別に直面するリスクが高い。

障害者

3.103 2016年3月、インドネシアは（2016年）障害者の権利に関する法律（*Law on the Rights of People with Disabilities*）を承認した。同法は国家障害委員会（National Disability Commission）の設置を命じており、また、障害者の広範な権利（国营企業及び民間企業に義務付けられる障害者向け雇用目標を含む）を認めている。この新法は、障害がある人々は社会へ全面的に参加することができないというこれまでの思い込みから離れ、障害者に対する姿勢が著しく変わったことを示している。しかしながら、障害者はその権利を行使するに当たって行政的、機能的及び社会的障壁に直面する可能性がある。インドネシアの一部の地域において、また、特定の集団の間で、障害は罪又は家族の不正行為に対する処罰を表しているという見方が根強く残っている。極端な場合、障害者のいる家族は、本人を自宅内又は施設内に隠している。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の2016年3月付報告書により、精神疾患を抱える人々を身体的に拘束し、隔離する慣行であるパスンはインドネシア人の家庭や政府が資金を拠出する施設で普通に見られることが明らかになった。市民社会は、同法の起草に深く関わってきた。しかしながら、一

部の市民団体は、国家障害委員会がまだ設置されていないなど同法の施行に係る政府の進展不足に失望してきた。

4. 補完的形態の保護を求める申請

生命の恣意的な剥奪

超法規的殺害

4.1 超法規的殺害事案の多くは、新秩序時代から解決されないままとなっている。国家人権委員会（Komnas HAM）を含む人権団体は引き続き、これらの事案の解決を目指した運動を展開している。ウィドド大統領は2014年の大統領選挙運動中に、これらの事案を解決するという誓約を表明したが、進捗状況は限られていた。

4.2 インドネシアにおける全般的な人権状況は新秩序体制の終焉以来、劇的に改善してきたものの、警察や軍の銃撃は今もなお比較的頻繁に起きている。治安部隊の手による死者は推定することが困難であり、メディアでは過少報告される可能性が高い。パプアは依然として、治安部隊の殺害と全般的な人権侵害疑惑が過度に発生している。テロリズム容疑者は治安部隊の手による死者の多数を占めている。

4.3 ウィドド政権は違法薬物に対処するため、強硬的で、かつ、法執行に基づくアプローチを取ってきた。現政権は死刑執行に関する一時停止措置を終了させ、複数の（主に外国人の）薬物密輸入者を処刑した（死刑を参照）。大統領を含む高官、国家警察長官（National Police Chief）及び国家麻薬取締局長（Head of the National Narcotics Agency）は、法執行職員に対し、殺傷力の高い武器の使用を含め、麻薬ディーラー及び密売業者に厳しいアプローチを取るよう呼び掛けた。メディアは治安職員が麻薬密売容疑者に発砲する事案を定期的に報道してきた。アムネスティ・インターナショナル・インドネシアは、2017年1月から9月にかけて麻薬密売容疑者80人（2016年の18人から増加）が法執行職員により銃殺されたと報告した。

強制的又は非自発的失踪

4.4 インドネシアは2010年に「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約」に署名したが、まだ同条約を批准するに至っていない。新秩序体制の終焉以降、強制的又は非自発的失踪について記録された事案はほとんどない。しかしながら、過去に発生した強制失踪の事案で解決されていないものが数件ある。国家人権委員会（Komnas HAM）は2012年4月、1965~66年に共産主義者追放事件が起きて以来32,774人が行方不明になっていることを明らかにした報告書を公表した。アチェのNGOは、アチェ紛争以来1,935人が行方不明

となったままであると報告する一方、国家人権委員会は1997~98年の学生運動及び民主化運動に関連して13人が今もなお行方不明であると報告している。当局は、過年度に失踪した人々に関する説明において、又はこれらの失踪に関与した者を起訴するに当たって進展をほとんど遂げていない。

勾留中の死亡

4.5 インドネシアでは、刑務所の非衛生的な状況、治療の欠如又は刑務所内の犯罪活動に起因して勾留中の死亡がよく起きる（拘留及び刑務所を参照）。政府の数値によると、2016年上期には548人の受刑者が拘留中に死亡した。このうち、240人は高齢による死亡や自然死、30人はレプトスピラ症による死亡、5人は刑務所内暴動発生中の死亡、50人は「その他の原因」による死亡であったと伝えられている。

死刑

4.6 インドネシア法は、広範囲に亘る犯罪に対して死刑を科すことを認めている。1999年以降、処刑は計画的殺人、テロリズム及び薬物関連犯罪が絡む事件に関してのみ行われてきた。処刑方法は銃殺である。死刑判決を受けた者は、最高裁判所でその判決を覆す申請を行うことができる。控訴が不成功に終わった後は司法審査を求めることができる。この司法審査も失敗した場合、インドネシア大統領に寛大な措置を求めることができる。これらの段階は単一の法律で規定されていないが、慣習や様々な法律、裁判所ガイドライン、大統領令を通じて、設けられてきた。アムネスティ・インターナショナルの報告によると、インドネシアの裁判所は2015年に少なくとも46件、2016年には少なくとも60件の死刑判決を下した。インドネシアでは現在、少なくとも215人が死刑判決を受けた状態にある。

4.7 元ユドヨノ大統領の下、インドネシアは2008年中頃から2013年に処刑が再開されるまでの間、非公式な死刑執行一時停止措置を維持した。2014年10月にウィドド大統領が就任して以来、インドネシアでは2015年に14人、2016年に4人、合計18人が処刑された。処刑された18人のうち、15人は薬物関連犯罪で有罪判決を受けた外国人であった。インドネシアにおける直近の処刑は2016年7月に行われた。このとき、薬物関連犯罪で有罪判決を受けた外国人3人とインドネシア人1人が処刑された。処刑された4人のうち、2人は大統領に対して寛大な措置を求める申請を行っており、処刑された時点では、この申請は審理中であった。その他、10人がそれぞれの事案を検証するために間際で死刑執行延期を認められた。2017年8月、オンブズマン（行政監察官）は、2016年に処刑された外国人の1人に関して、寛大な措置を求める申請書が審理中の間に処刑されたこと、処刑に関して義務付けられる72時間前の通知を与えられていなかったこと、司法審査を取扱うに当たって差別があったことを根拠として不正行政行為があったとする調査報告書を公表した。

4.8 インドネシアが死刑を適用している状況を批判する国内外の批評家は、死刑に相当する罪で有罪判決を受けた者の多くが訴訟手続きの初めに十分な法定代理を与えられておらず、法定手続きはしばしば国際的に公正な裁判基準を満たしておらず、死刑は不均一に適用されており、罪を犯した時点で年少者であった犯罪者が死刑判決を受けたままの状態におり、精神又は知的障害がある者が処刑され又は死刑判決を受けたままの状態におり、また、被告人が意図的な殺害に関わっていない犯罪で死刑判決を受け続け又は処刑され続けており、したがって、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第6条に明記される「最も深刻な犯罪」の基準を満たしていないと論じてきた。

4.9 2016年11月、ジャーナリストが報じたところによると、ウィドド大統領はインドネシアが死刑廃止に向けて動きつつあることを示唆した。しかしながら、地元の対話者の報告によると、インドネシアでは、特に薬物関連事件において、死刑は公衆の強い支持があり、その廃止に対して公衆の意欲又は政治的意欲はほとんどない。2016年10月、議会は特定の児童性犯罪を死刑が科される犯罪リストに加えるようにする児童保護法改正案を承認した。

拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

4.10 全ての者は拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いを受けない権利を有すると憲法第28G条第(2)項は規定している。インドネシアは(1987年)「拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」に署名したがその選択議定書(Optional Protocol)にまだ署名しておらず、又はその選択議定書を批准していない。インドネシアの刑法は明示的に拷問を禁じていないが、職員が自白を引き出すために暴力又は力を用いることを犯罪としており、懲役4年以下の刑を科している。

4.11 2017年5月に国連人権理事会の「普遍的・定期的レビューに関する作業部会(Working Group on the Universal Periodic Review)」に提出された個別及び共同報告書では、警察が捜査している間、様々な形態の身体的及び精神的拷問や残虐かつ品位を傷つける取扱いがしばしば行われ、また、刑事捜査中に被勾留者から自白を得るため又は情報を引き出すために拷問が利用されており、また、パプアに拘置されている大半の政治犯は逮捕、勾留、尋問の最中に拷問を受け、さらに、拷問の加害者は刑事免責を享受したと伝えている。治安部隊が利用したとされる拷問の形態には、目隠し、警棒、拳及びライフルの銃床による殴打、電気ショック、尋問中に容疑者を火傷させる行為、銃を突き付けての自白の強要が含まれていた。一部の事例では、拷問が被勾留者の死をもたらすこともあったと伝えられている。

4.12 失踪者及び暴力の被害者に関する委員会(Commission on the Disappeared and

Victims of Violence) は、2015年7月から2016年7月にかけて警察による暴力事案が224件（拷問事案91件を含む）記録された。これとは別に、国家人権委員会（Komnas HAM）は2016年1月から4月にかけて刑事捜査部門（Criminal Investigation Division）の各課が関与した警察の不正行為を188件報告した。

4.13 インドネシアの治安部隊による拷問に関する訴えは信憑性があるものとDFATは評価している。しかしながら、拷問の利用は一般に、特定の少数派集団に対する特別の差別手段というより訓練不足、不完全な法的枠組み及び国家当局の不十分な監督の結果であるとDFATは評価している。

恣意的な逮捕及び勾留

4.14 インドネシア法は、恣意的な逮捕及び勾留を禁じている。（1981年）*刑事訴訟法*（*Criminal Procedure Law*）に基づき、警察は逮捕してから24時間以内に非テロリズムの嫌疑で容疑者を起訴するよう義務付けられている。国内外の人権団体は、恣意的逮捕が定期的に行われていると報告している。インドネシアで支配的な「犯罪を厳しく取り締まる」アプローチはしばしば、逮捕と有罪判決が下される率が高いという形で社会的及び機関的に警察に見返りを与えている。推定無罪の原則は法定化されているものの、刑事司法制度内での適用と全体としてのコミュニティの受入状況は今もなお弱いとDFATは評価している。

体刑

4.15 アチェのシャリヤの項で記述した通り、アチェは2005年以降、刑罰の形態として公の場での鞭打ち刑を用いてきた。アチェ刑法は、同意に基づく同性間行為又は婚外の性的関係に対して100回以下の鞭打ち刑を認める一方、アルコールの消費若しくは販売、又は賭博行為などの犯罪に対しても鞭打ち刑を認めている。鞭打ち刑を受ける者は、受けている間、服を全部着たままでいる。ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、当局はシャリヤに違反した罪で2016年に339人を鞭打ち刑にした。この刑罰を受けた者の中には女性37人が含まれていた。鞭打ち刑はしばしば公共の場で行われ、写真やビデオを撮る群衆を引き付けた。2017年5月に2人のゲイ男性が鞭打ち刑を受けた後、国内外から広範に亘って非難があったため（性的指向及び性同一性を参照）、アチェ当局は2017年7月、今後の鞭打ち刑はマスコミ報道を最小限に抑え、刑務所内で行うと発表した。しかしながら、インドネシアのメディアは、アチェ当局が2017年9月に最多で14人（うち女性3人）の公開鞭打ち刑を実施したと報道した。

4.16 インドネシアの家庭内、家庭に代わる養護施設、デイケアセンター又は学校で児童に体罰を与える行為を明示的に禁じる法律条項はない。しかしながら、体罰は、（1999年）

人権法及び（2014年）児童保護法の児童を「非人間的な刑罰」から守る条項に基づき、年少者が犯した罪に対して体刑を科すことは違法である。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 生きる権利、拷問からの自由、思想と良心の自由、信教の自由、隷属状態からの自由、法の前で個人として認められる権利及び遡及的効果を持つ法律に基づく裁判をかけられない権利は全て、如何なる状況であっても制限することができない人権であると憲法第28I条第(1)項は規定している。また、憲法第28条I条第(2)項が全ての者は如何なる理由に基づいても差別的な取扱いを受けない権利を有すると規定する一方、憲法第28I条第(4)項は人権の保護、進展、指示及び実現が国家の義務であると規定している。

5.2 第28J条第(2)項は、全ての者は、権利と自由を行使するに当たって、他者が享受する権利及び自由に対する認識と尊重を保証することと、民主主義的な社会の道徳、宗教的価値、治安及び公共の秩序への配慮に基づく公正な要求を満たすことを唯一の目的とした法律によって課される制限に従う義務を負うと規定することにより、これらの憲法上の保護に条件をつけている。

軍

5.3 インドネシア軍（Indonesian Armed Forces：略称TNI）は、陸軍、海軍及び空軍で構成されている。TNIは対外的防衛に責任を負い、その軍地域司令部は個々にそれぞれの命令権の範囲内で国家主権と領土保全に対する脅威を抑止し、克服する責任を負う。TNIは476,000人の現役軍人と400,000人の予備役軍人を擁している。兵役は18~45歳の者にとって志願制ではあるが、法律は選択的な懲役を認めている。2016年、グローバル・ファイアパワー（Global Firepower）は、世界で最も強力な軍の順位表でTNIを14位にランク付けした。これは東南アジア諸国で最も高い順位である。TNIは高い評価を受けている国家機関で、世論調査では一貫して高いレベルの信頼度を示している。

5.4 軍は長年に亘り、特に新秩序時代にインドネシアの政治的及び経済的生活の中で顕著な役割を果たしてきた。インドネシアではほぼ20年間に亘って文民政府が政権を担ってきたが、高位の政治家の多く（元ユドヨノ大統領を含む）は軍隊出身である。軍指導者は、国内の政治問題に関して頻繁にコメントする。軍はこれまで、犯罪活動や人権侵害に関して刑事免責を比較的多く享受してきた。民事裁判所は軍人を裁判に欠けることができない。これは、たとえ軍人が制服を脱いでいる時に罪を犯したとしてもあてはまる。軍人が受ける刑罰を強化するなど軍事裁判を改善するための取り組みがなされてきているが、同様の

罪を犯した場合、刑罰は依然として、民事裁判所よりも軍事裁判所の方が軽くなる傾向がある。

警察

5.5 インドネシア国家警察（INP : Indonesian National Police）は、インドネシア群島全域にある32の地域警察部隊に配置されている400,000人以上の警察官と民間従業員（13,000人の女性を含む）で構成されている。INPは軍の一部門として活動していたが、1999年に軍から正式に分離し、大統領の直接の指揮下に置かれるようになった。インドネシア共和国の国家警察に関する法律（*Law Concerning the State Police of the Republic of Indonesia*）（2002年）は、非国防に関する治安問題に関して主導的な役割をINPに与えている。大統領は、議会による承認を受けることを条件として、国家警察の長官を任命する。準独立政府諮問機関の国家警察委員会（KOMPOLNAS）はINPを監督し、警備事項に関して大統領の代替的諮問機関の役割を果たす。国家警察委員会は限られた捜査権限を有するとともに、フォローアップ活動を勧告することができる（しかし、命じることはできない）。また、国家警察委員会はINPの外部監視を行う役割を担っている。

5.6 INPは、TNIほど公衆から高い評価を享受していない。トランスペアレンシー・インターナショナルが2013年に実施した世論調査により、警察はインドネシアにおいて信頼度が最も低い公共機関として位置付けられた。プロ意識のレベルは、警察の部署によって異なる。精鋭で構成されるテロ対策特殊部隊のDensus-88は高い成果を挙げていると考えられているが、人権団体はこの部隊が訴訟を提起するのではなく殺害したテロ組織容疑者の数に懸念を表明してきた。しかしながら、全般的に見て、設備不足、訓練不足、低い捜査能力及び汚職が警察の有効性を制限している。抗議参加者を追い散らす際に不必要な又は過度な力行使するあるいは容疑者を勾留中に容疑者を虐待するなど警察による人権侵害に関する報道がよく行われている。

5.7 警察は人権侵害に関して稀にしか説明責任を問われないという人権団体の報告をDFATは信頼できるものと考えている。刑事裁判権に基づき警察を裁判にかけることはできるものの、警察の行動について公平な捜査が行われることは稀である。これに関する通常の慣行は警察が自ら捜査を行うことである。このため、捜査をしても、短期間の勾留、降格、訓練機会の延期といった軽微な懲戒処分（通常は下級又は中級職員が対象になる）に終わることが多い。捜査の詳細、裁判手続き及び判決は稀にしか公表されない。

5.8 2012年、当時の警察長官は、職業上の基準を引き上げ、コミュニティ関係を強化し、法執行に係る法律の更新と調和を図り、汚職と闘うことを目的とした職業警察改革計画を発表した。しかしながら、人権団体は今日まで警察改革プログラムがINPの全体的なパフォ

一マンズの向上に成功したことを示唆する証拠はほとんどないと報告した。INPは現在、新たな指導層の下にある。

司法

5.9 インドネシアは、オランダ植民地法、シャリーア及び慣習法という代々受け継がれてきた法源から進化した複雑な司法制度を有している。憲法第24A条～第24C条は、司法制度の権限と責任を概説している（司法部門の独立性についても規定している）。この規定があるにもかかわらず、インドネシアの司法部門は、司法省（Department of Justice）から裁判所管理に係る全ての機能を獲得した2004年以降、国家の行政部門から独立して運営されてきたに過ぎない。2004年以前は、行政部門が通常、名誉毀損罪、労働問題、政治的動機に基づく暴力に関するものなど政府高官の権益が絡む事件をどのように決定すべきかについて下級及び控訴裁判所に指示していた。

5.10 最高裁判所と憲法裁判所はインドネシアにおける最高位の裁判所である。最高裁判所は、下級裁判所制度の裁判所間及び異なる地域に所在する裁判所間の紛争に関して専属管轄権を有している。要求があれば、最高裁判所は政府に助言的見解を与え、下級裁判所を指導する。しかしながら、最高裁判所の司法審査権限は、行政規則と地方規則が議会により可決された国内法に従っているかどうかに関する決定に限定されている。司法委員会（Judicial Commission）は、最高裁判所の裁判官51人を推薦し、大統領が議会の同意を得て任命する。憲法裁判所は法律の合憲性を検証し、政府の様々な部門及びレベル間の紛争を解決し、政党の解散について最終決定権を有し、また、選挙結果に関する紛争を裁定する。憲法裁判所には9人の裁判官がおり、最高裁判所、議会及び大統領が3人ずつ指名する。

5.11 最高裁判所の下部機構として4つの異なる裁判所がある。一般的な民事裁判権と刑事裁判権を有する裁判所は、地区及び高等裁判所レベルで運営されており、評決は陪審団ではなく判事団により下される。宗教（シャリーア）裁判所は、結婚、離婚及び相続といった問題に関してイスラム教徒間の紛争を解決するため、インドネシア全域に亘って運営されている。軍事裁判所は軍の全ての部門に関して管轄権を有している。行政裁判所は国家職員又は機関が下した決定を審査する。汚職犯罪裁判所（Court for Corruption Crimes）は、これら4つの管轄権に加え、国家警察委員会（KOMPOLNAS）や検察庁が付託した汚職関連犯罪を審理する。

5.12 2004年に行われた改革により、インドネシアにおける司法部門のパフォーマンスが向上した。司法部門は現在、以前よりも政治的な干渉を受けにくくなっており、裁判所は高位の政治家と政府高官に汚職の罪で有罪判決を下してきた。また、この改革は、特に農村地域において、貧しく、社会の隅に追いやられている多くの人々のために、司法制度へ

のアクセスを改善してきた。裁判所の判決がますます多くオンラインで閲覧できるようになったため、より多くの公衆やメディアが内容を精査できるようになっている。司法部門は以前よりも効率的に運営されており、今や訴訟事案の大半は2年以内に結審されている。ジャカルタの代表的な世論調査機関が2017年5月に実施した公共機関に対する信頼度に係る調査によると、大半のインドネシア人（76パーセント）は、司法部門がコミュニティの期待通りに行動していると考えている。

5.13 汚職は、依然としてあらゆるレベルでまん延している。2017年9月、憲法裁判所の裁判長が汚職の罪で終身刑を受けてから3年も経たないうちに憲法裁判所の裁判官が賄賂罪で懲役8年の刑を言い渡された。このような高位レベルの事案は、法制度に対する公衆の信頼度が低いことの原因になっている。

5.14 司法部門にとってもう一つの課題は、民事紛争の犯罪化である。インドネシア裁判所へ提起された民事事件の数を一人当たりの件数で見ると、インドネシアは世界で最も少ない国々の一つに入る。年間で市民10万人当たり僅か10件の事案が提起されているに過ぎない（オーストラリアでは、一般におよそ1,500件）。市民の訴訟当事者により提起されるべき訴訟事案の多くは、警察又は検察官が代わって被告を逮捕し、刑事犯罪へと変えてしまう。契約上の紛争は詐欺罪、中傷行為は名誉毀損罪としてそれぞれ起訴される。つい最近まで、インドネシアに裁判外紛争解決制度はなく、2015年の終わりになって初めて少額裁判所が設置されたに過ぎない。裁判官は事案を仲裁に付託するのを嫌がると伝えられている。これは、仲裁がうまく行ったとしても、その成果は裁判長の成果目標に対してプラスにはならないからである。また、司法部門に専門性が欠けていることも、複雑な事案における司法部門のパフォーマンスに影響を及ぼした。さらに、一般的な裁判官は、自らが属していない民族集団又は部族の慣習法に係る事項を考慮に入れなければならない場合があり、したがって、裁判官は事案を完全に理解できない可能性がある。

5.15 また、個々の裁判官は、特に宗教が要因になっている事案の場合、支配的な社会的及び政治的モース（歴史的慣習）に従って判決を下すようコミュニティから圧力をかけられる。保守的なイスラム教徒の弁護士はとコミュニティ指導者は、特に注目されたアホック事件において、宗教の中傷に係る事案を審理する裁判所の外で、不満足な判決が下された場合はコミュニティの不穏な動きが起きると暗黙裡に脅す示威運動を行った（宗教の冒瀆/中傷を参照）。

拘留及び刑務所

5.16 刑務総局 (Directorate General of Corrections) はインドネシアの刑務所を管理する。世界刑務所概要 (World Prison Brief) 及び刑務総局が公表した情報によると、インドネシ

アの刑務所人口は2017年8月現在で225,025人となっており、この人口は国内全域に所在する506の施設に拘置されている。刑務所に収監されている者の31パーセントは公判前勾留/再拘留である。(2014年8月現在で) 女性受刑者は刑務所総人口の5.5パーセントを構成し、年少者は3.2パーセントを占めている。

5.17 一般に、インドネシアの刑務所は過密状態、劣悪な衛生状態及び資金不足により国際基準を満たしていない。刑務所内では、サービスの欠如に対して暴動や抗議行動が起き、脱獄が頻繁に行われる事態を招いている。提供される食物は基本的なものに限られ、栄養失調状態が普通に見られる。特に皮膚の疾病や上気道感染症など医療問題は、刑務所内に広がっている。麻薬ネットワーク、犯罪シンジケート及びテロリスト募集担当者は、多くの刑務所内で活動し、それほど罪に問われることがない。金銭を使える受刑者は、より良い宿泊設備、娯楽、食物など特権を確保することができる。

国内移住

5.18 インドネシア市民はインドネシア共和国の全ての領土内を合法的に自由に移動し、居住することができ、また、様々な理由で国内移住することができ、実際に移住している。大都市、特にジャカルタは、より大きな雇用機会をインドネシア人に提供している。法律No. 23 (2006年)に基づき発出された大統領令No.25 (2008年)は、国内移住するインドネシア市民に対し、移住後1年以内に関係する地方自治体へ登録することを義務付けている。登録情報は、より高位の当局へ回される。宗教又は民族性に関する懸念よりはむしろ所得及び家族の繋がりなどの実的要因の方が、国内移住しようとするインドネシア人にとって主要な障壁になっているとDFATは評価している。

帰還者の取扱い

出入国手続き

5.19 インドネシア市民が外国旅行を行う前に出国許可証を取得するための要件はない。しかしながら、外国に在留するためにインドネシアを出国するインドネシア市民は、当該国に到着してから30日以内に最寄りのインドネシア領事館に登録することを義務付けられる。他国から送還又は強制退去させられたインドネシア市民に対する特別な入国手続きはない。インドネシアには、20の空港、23の海港、(カリマンタン内のエチコン (Etikong) に) 国境検問所1か所など多数の公認通関港がある。

帰還者の状況

5.20 新秩序体制の下では、外国に在留している間、活発に、かつ、公然とインドネシア又は政府を批判していたインドネシア人は、帰還後に尋問される又は制裁を加えられる可能

性が極めて高かった。今日のインドネシアでは、公衆の抗議行動や反対意見をより多く受け入れる状況にあるため、このような尋問又は制裁が行われる可能性は遥かに低い。しかしながら、公然と分離独立運動を提唱する又は分離独立運動のシンボルを誇示するなど公認された「レッドライン（越えてはならない一線）」を越えれば、インドネシアに帰還した際に依然として付加的な注目を浴びる可能性がある。保護を海外に求め、成功せずに帰還したインドネシア人は、「レッドライン」を超えていないという条件で、当局の注目を集める可能性が低い。

文書

5.21 インドネシアの市民登録局は、大半の身分証明書を発行する責任を負う。これらの市民登録局は、州レベルで管理されているが、一部の事案をジャカルタにある本部に付託する場合がある。

国民IDカード

5.22 インドネシアの主要な国民IDカードは、17歳以上の者に又は結婚した時点で発行される *Kartu Tanda Penduduk (KTP)*、すなわち、市民IDカード (Citizen Identity Card) である。各KTPにはID番号が割り当てられている他、所有者の氏名、性別、出生日及び地、職業、宗教、住所、配偶者の有無及び署名が記載されている。KTPは、雇用、教育及び医療サービスを利用する際に用いられる。

5.23 家族カード (Family Card) は、居住を証明し、家族関係や家族メンバーを記録する書類である。州政府当局が家族カードを発行する。家族カードは、出生、死亡、結婚などにより家族関係が変わるたびに更新される。インドネシアにおける全ての家族は、家族カードを保有することを義務付けられる。また、家族カードは被扶養者の職業及び配偶者の有無を記録する。

5.24 実際上、一部の少数派集団は個人情報に関する基準を満たすことができない場合、KTPを利用する上で今もなお公的差別に直面している。これらの集団には、性別基準を満たすことができない男性から女性へ性転換したトランスジェンダー (ワリア: *waria*) の人々 (性的指向及び性同一性を参照)、家族により公的書類から除外される可能性があり又はKTPを利用する上で他の行政障壁に直面する障害者の人々 (障害者を参照) 及び「公認された」6つの宗教以外の宗教又は信条を信奉する人々 (宗教及びアフマディー教団 (アフマディー教徒) を参照) が含まれる (がこれらに限定されない)。

出生及び死亡証明書

5.25 両親は、新生児の出生を60日以内に登録し、証明することを義務付けられている。

両親が結婚している場合、父親、母親とも出生証明書に記載される。結婚していない場合、母親のみが記載される。市民登録局は、病院又は助産師から得た証明文書に基づき出生証明書を発行する。死亡は全て、30日以内に関係する県政府（Regency）又は市人口・市民登録局（City Population and Civil Registry Office）に届出ることを市民登録局が義務付けており、届出後に死亡証明書が家族に発行される。

パスポート

5.26 法務・人権省（Ministry of Law and Human Rights）内にある移民総局（Directorate General of Immigration）は、インドネシアのパスポートを発行する。インドネシアは、電子パスポート、非電子パスポートの両方を発行し、その費用はそれぞれ20万IDR（19豪ドル）と60万IDR（56豪ドル）である。パスポートは最長有効期間を5年として発行される。新パスポートを取得するための要件は、旧パスポート（該当する場合）、有効なKTP、家族カード、出生証明書及び婚姻証明書（該当する場合）である。

偽造の横行

5.27 インドネシアのあらゆる種類の身分証明書に関して、偽造が行われるリスクは高いとDFATは評価している。身分証明書は、偽造した裏付け文書を発行することによって取得することができ、又は詐欺的に発行、偽造若しくは変造することができる。インドネシアにおける大半の民間機関は、文書が真正であるかどうかを見分けることができる。しかしながら、システムは分散化されており、反応の速さは機関によってばらつきがある。パスポート偽造に対する刑罰は、懲役5年及び罰金5億IDR（およそ5万豪ドル）である。